

事 務 連 絡

平成 23 年 6 月 15 日

全国知事会 御中

内閣府地域主権戦略室

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程（案）について

平素より地域主権改革の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

「アクション・プラン」（平成 22 年 12 月 28 日閣議決定）の 3.（1）では、一の都道府県内でおおむね完結する事務・権限のうち、速やかに着手するものについて、関係府省が行った「自己仕分け」において全国一律・一斉に地方自治体に移譲するものとされたもの（「自己仕分け」結果において「A－a」とされたもの）を参考にして、移譲に向けた取り組みを実施する項目及びその実施に向けた工程を地方と協議した上で平成 23 年 6 月末までに整理することとされています。

この度、各関係府省より、「アクション・プラン」に基づき「速やかに着手する」とものと判断した事務・権限の事項及び工程案が示されました。

つきましては、各府省が示した工程案を参照の上、一つ一つの事務・権限ごとに移譲に向けた取組を開始するか否かについて、各都道府県の御判断・御意見等をお示しいただきますようお願いいたします。

○提出期限

平成 23 年 6 月 21 日（火）

○提出先

内閣府地域主権戦略室

○提出方法

別添様式に記入して提出

○留意事項

- ・ 国側が付した移譲の際の条件についても、今後、当該条件について地方側と引き続き議論することをもって「速やかに着手する」事務・権限として整理することを予定しています。
- ・ 6月末までに「速やかに着手する」事務・権限として整理されなかったものについても、7月以降、地方の要望等を踏まえ、「アクション・プラン」に基づき検討を進めていくものと考えています。
- ・ 今回お示しする工程案の中には、移譲について関係省庁間での調整を要するものが含まれています。これらについては、移譲の受入れを示していただいたものから速やかに関係省庁間での調整をさせたいと考えています。

(〇〇県)

事務・権限		諾否	備考
整理番号	内容		
沖縄総合事務局			
10	農林水産省の地方農政局が所掌する業務の一部		
13	経済産業省の経済産業局が所掌する業務の一部		
16	国土交通省の地方整備局が所掌する業務の一部		
18	国土交通省の地方運輸局が所掌する業務の一部		
法務局・地方法務局			
13	人権擁護に関する諸事務のうち、人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事務		
地方厚生局			
4	医療法人（広域）等の監督		
5	国の開設する病院等の医療法に関する手続き		
6-1	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に規定する指定医療機関の指定		
6-2	特定感染症指定医療機関からの報告聴取等		
7	・「児童福祉法」に規定する指定療育医療機関の指定等 ・「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等 ・「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定		
8	・指定医療機関等の指定等 「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定		
12・13	保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士及び歯科技工士を養成する施設の指定、変更承認、指定取り消し、報告及び調査等		
14	生活衛生同業組合振興計画の認定		
15	複数の都道府県を活動地区とする中小企業者による協同組合等のうち、厚生労働大臣の所管に属する		

事務・権限		諾否	備考
整理番号	内容		
	事業者が組合員資格に含まれるものに対する設立認可等		
18	社会福祉法人（広域）等の認可		
20	消費生活協同組合（広域）の許可、認可及び承認		
22	精神保健指定医の指定に関する事務（指定証の交付等）		
23	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行		
24	医師等の臨床研修施設等の指導監督		
25	総合衛生管理製造過程の承認等（海外施設の承認等及び製造基準の例外承認等を除く。）		
27	指定検査機関の指定等		
28	健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令		
34	・特定機能病院の報告徴収・立入検査（医療法第25条第3項及び第4項） ・緊急時における報告徴収・立入検査（医療法第71条の3）		
35	介護保険・サービスに関する指導		
43	消費生活協同組合の検査指導		
44	社会福祉法人の指導監査		
地方農政局			
12	農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務		
18・19	容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等		
経済産業局			
4	商工会議所法に基づく定款変更の認可		
7	一の都道府県内にのみ事業所等がある認証製造業者等に対する工業標準化法（JIS法）に基づく報告徴収・立入検査		
11-1	下請代金法に基づく報告・検査		
13	一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する許認可等		
16-2	一の都道府県にのみ事業所等があるクレジット業者に対する割賦販		

事務・権限		諾否	備考
整理番号	内容		
	売法に基づく報告徴収・立入検査		
18-1	一の都道府県内にのみ事業所等が存在する消費生活用製品の製造業者・輸入業者に対する消費者生活用製品安全法に基づく報告徴収・立入検査		
18-2	一の都道府県内にのみ事業所等が存在する電気用品の製造業者・輸入業者に対する電気用品安全法に基づく報告徴収・立入検査		
18-3	一の都道府県内にのみ事業所等が存在するガス用品の製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査		
18-4	一の都道府県内にのみ事業所等が存在する液化石油ガス器具等の製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査		
18-5	一の都道府県内にのみ事業所等が存在する家庭用品の製造業者・表示業者・販売業者（卸売業者に限る）に対する報告徴収・立入検査		
32-1	一の都道府県内にのみ事業所等のある特定事業者に対する容器包装リサイクル法に基づく報告徴収（法第 39 条）及び立入検査（法第 40 条）		
32-2	一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等に対する家電リサイクル法に基づく報告徴収（法第 52 条）及び立入検査（法第 53 条）		
32-3	一の都道府県にのみ事業所等がある食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者に対する食品リサイクル法に基づく報告徴収（法第 24 条第 1 項）及び立入検査（法第 24 条第 2 項及び第 3 項）		
32-4	一の都道府県にのみ事業所等がある指定表示事業者に対する資源有効利用促進法に基づく報告徴収及び立入検査（法第 37 条第 2 項）		
35	一の都道府県にのみ事業所等がある省エネ法に基づく特定事業者等への措置に関する事項（指導・助言（法第 6 条）、報告徴収・立入検査（法第 87 条 3 項）等）		

事務・権限		諾否	備考
整理番号	内容		
38-1	給油等事業所が一の都道府県内にある揮発油（ガソリン）販売業者等に対する揮発油等の品質確保等に関する法律に基づく報告徴収、立入検査等		
地方整備局			
2-2	地方自治体に移管される直轄事業に係る入札及び契約等に関する事務		
7	地方自治体に移管される直轄事業に係る事業評価及び費用の縮減に関する事務		
8-2	地方自治体に移管される直轄事業に係る技術的審査、検査及び調査に関する事務		
9-2	地方自治体に移管される直轄事業に係る入札及び契約制度の技術的事項に関する事務		
10-2	地方自治体に移管される直轄事業に係る積算基準に関する事務		
11-2	地方自治体に移管される直轄事業に係る建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務		
13-2	地方自治体に移管される直轄事業に係る防災業務計画等の策定に関する事務		
45-2	地方自治体に移管される直轄事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補償に関する事務		
46-2	地方自治体に移管される直轄事業に係る土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務		
北海道開発局			
2	地方自治体に移管される直轄事業に係る入札及び契約に関する事務（物品及び役務に関するもの）		
3-2	地方自治体に移管される直轄事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補償に関する事務		
4-2	地方自治体に移管される直轄事業に係る土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務		

事務・権限		諾否	備考
整理番号	内容		
10・24	地方自治体に移管される直轄事業に係る事業評価及び費用の縮減に関する事務		
11-2	地方自治体に移管される直轄事業に係る入札及び契約に関する事務（工事及び業務に関するもの）		
20-2	地方自治体に移管される直轄事業に係る入札及び契約制度の技術的事項に関する事務		
21-2	地方自治体に移管される直轄事業に係る技術的審査、検査及び調査		
22-2	地方自治体に移管される直轄事業に係る積算基準に関する事務		
25-2	地方自治体に移管される直轄事業に係る防災業務計画等の策定		
26-2	地方自治体に移管される直轄事業に係る建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務		
地方運輸局			
10	自動車運転代行業の認定業務		
地方環境事務所			
1・2・3	○容器包装リサイクル法 ・一の都道府県内にのみ事務所等がある特定事業者に対する報告徴収（法第 39 条） ・一の都道府県内にのみ事務所等がある特定事業者に対する立入検査（法第 40 条） ○家電リサイクル法 ・一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等からの報告徴収（法第 52 条） ・一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等の事務所等への立入検査（法第 53 条） ○食品リサイクル法 ・一の都道府県内にのみ事務所等がある食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者に対する報告徴収及び立入検査（法第 24 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項）		
6	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査に関す		

事務・権限		諾否	備考
整理番号	内容		
	る事務		
7	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定、監督に関する事務のうち、一の都道府県内で調査業務を行う指定調査機関に関するもの		
8	環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第 25 条第 1 項に規定する申請等の経由に係る事務		

	出先機関名：沖縄総合事務局	整理番号（ 10 ）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の事務・権限名	農林水産省の地方農政局が所掌する業務、水産庁の漁業調整事務所が所掌する業務の一部	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	①農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務 【移譲する業務】 農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する以下の業務であって、農産物検査を行う区域が一都道府県域内である登録検査機関の登録、都道府県域内の関係業者等に対する立入調査等の業務について、都道府県へ権限を移譲・付与する。 ・登録検査機関の登録・更新（法第 17 条から法第 19 条まで及び法第 21 条） ・登録検査機関からの農産物検査結果の報告の受理（法第 20 条第 3 項） ・農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者、登録検査機関等に対する立入調査等（法第 30 条、法第 31 条） ・登録検査機関に対する適合命令、改善命令、登録の取消し等（法第 22 条から法第 24 条まで及び法第 32 条） ・農産物検査の受検者の不正受検に対する処置（法第 16 条） ・農産物検査に係る申出の受理及び措置（法第 33 条） 【具体的な業務内容】 移譲する業務の具体的な内容はそれぞれ次のとおり。 ①農産物の登録検査機関に関する登録等の業務 ・登録検査機関の登録・更新（5 年ごと）・変更の登録 ②農産物検査の適正な実施を確保するための監視業務 ・農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者、登録検査機関等に対する立入調査等 ・登録検査機関に対する適合命令、改善命令、登録の取消し等 【移譲に当たっての条件等】 1 並行権限 都道府県域内の農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者、登録検査機関等に対する立入調査等については、国の並行権限を残すこととする。 2 人材等の整備 移譲に当たっては、農産物検査の専門知識を要する者の確保・育成が必要。 3 その他の業務 農産物の登録検査機関に関し、次の事務について国へ報告する。 ・農産物検査の結果（定期） ・登録検査機関の登録・更新の状況（随時） ・登録検査機関に対する適合命令、改善命令、登録の取消し等の措置状況（随時）
----------------------------	--

	・農産物検査に係る申出の措置状況（随時） ②食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する助成、民間に対する広報啓発） 【移譲する事務・権限名】 容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等 ※一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県に付与 【具体的な内容】 1 容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等の以下の業務であって、一の都道府県内で完結する事業者に関するものを都道府県に付与する。ただし、国においても引き続き事務・権限を実施する。 ○省エネ法関係 ・指導及び助言（法第6条及び法第60条） ・報告徴収及び立入検査（法第87条第3項及び第9項） ○容器包装リサイクル法関係 ・報告徴収（法第39条） ・立入検査（法第40条） ○食品リサイクル法関係 ・報告徴収及び立入検査（法第24条第1項～第3項） 2 具体的な業務の内容は、以下のとおり。 ○省エネ法関係 ・工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適確な実施を確保するため必要があると認めるときに実施できる、指導及び助言。 ・規定の施行に必要な限度で行うことができる、特定事業者等に対するエネルギーの使用状況等に関する報告徴収及び工場等への立入検査。 ○容器包装リサイクル法関係 ・法律の施行に必要な限度において行うことができる、特定事業者に対する報告徴収及び事務所、工場等への立入検査。 ○食品リサイクル法関係 ・法律の施行に必要な限度において行うことができる、食品関連事業者等に対する報告徴収及び事務所、工場等へ立入検査。 なお、容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法の制度等に係る民間に対する広報啓発については、特段、事務・権限を移譲しなくても都道府県において実施しうるものである。 【事務・権限の付与に当たっての条件等】 1 国においても引き続き事務・権限を実施。 2 国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることが必要。 3 関係法の改正は一括法で行われる必要。
予算の状況 （単位：百万円）	—

関係職員数	①農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務 ・ 3 名の内数 ②容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等 ・ 2 名の内数
事務量（アウトプット）	①農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務 ・ 登録検査機関の登録・更新 ⇒登録検査機関：2 機関（22年度） ・ 登録検査機関からの検査結果報告取りまとめ ⇒登録検査機関：2 機関（22年度） （検査結果の報告回数：米20回（22年度）） ・ 農林水産大臣による改善命令、適合命令、登録取消し等（平成13年度以降 0 件） ⇒登録検査機関等に対する立入調査等：年間 8 回（21年度） ・ 農産物検査法違反業者の告発（平成13年度以降 0 件） ②容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等 省エネ法関係… 指導件数【工場】19 年度 0 20 年度 0 21 年度 0 【荷主】19 年度 — 20 年度 — 21 年度 0 報告徴収件数【工場】19 年度 0 20 年度 0 21 年度 0 【荷主】19 年度 — 20 年度 — 21 年度 0 立入検査件数【工場】19 年度 0 20 年度 0 21 年度 0 【荷主】19 年度 — 20 年度 — 21 年度 0 ※ 荷主に係る指導、報告徴収及び立入検査は 21 年度から実施。 容リ法関係… 報告徴収件数 : 19 年度 0 20 年度 4 21 年度 0 立入検査件数 : 19 年度 0 20 年度 0 21 年度 0 食リ法関係… 報告徴収件数 : 19 年度 5 20 年度 0 21 年度 0 立入検査件数 : 19 年度 0 20 年度 0 21 年度 0 ※ 定期報告は20年度から実施。
備考	①農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務 移譲後の国の役割 ・ 農産物検査規格の設定・改廃（銘柄設定・改廃を含む） ・ 農産物検査規格の品位規格における検査標準品の作製・配布 ・ 複数の都道府県を区域とする登録検査機関に係る登録等の業務 ②容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等 共管省庁との調整が必要。

工 程	改正を要する法令等の事項	①農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務 農産物検査法（同法施行令、同法施行規則等の関係法規を含む。）の改正を必要とする。なお、法改正は一括法で行われる必要。
--------	--------------	--

		②容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等 容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法（これらの法律に係る施行令、施行規則等の関係法規を含む。）の改正を必要とする。なお、法改正は一括法で行われる必要。
	条 件 等 の 解 決 の た め の 方 策 等	①農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務 本権限の移譲及び人員の移管については、地方との協議及び調整が必要であり、地域主権改革全体の中で検討されることが不可欠。 特に、都道府県における農産物検査に係る専門知識を要する人材の確保、育成の方法等について、地方との協議及び調整が必要である。 また、人材の育成に当たっては、実務面の知識習得等に一定の期間を要することに留意する必要。 ②容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等 本権限の移譲については、地方との協議及び調整が必要であり、地域主権改革全体の中で検討されることが不可欠。 特に、事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査等を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることが前提であり、当該内容について、地方との協議及び調整が必要。
	移譲の時期	①農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務 ・ 地方との協議・調整の完了後、法案提出。（法改正は一括法で行われる必要。） ・ 法案成立後、一定の移行期間を設け、円滑な移譲を図る。 ②容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等 ・ 地方との協議・調整の完了後、法案提出。（法改正は一括法で行われる必要。） ・ 法案成立後、一定の移行期間を設け、円滑な移譲を図る。
	備考	

	出先機関名：内閣府沖縄総合事務局	整理番号（１３）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	経済産業省の経済産業局が所掌する業務	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	① 商工会議所に係る許認可・監督に関する事務 商工会議所法に基づく定款変更の認可 ② 工業標準化法（JIS 法）に基づく事業所への立入検査等の事務 一の都道府県内にのみ事業所等がある認証製造業者等に対する JIS 法に基づく報告徴収・立入検査（併行権限） ③ 中小企業の取引の適正化、事業活動の機会の確保に関する事務 下請代金法に基づく報告・検査（併行権限） ④ 中小企業の交流又は連携及び組織に関する事務 一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する許認可等 ⑤ 割賦販売法に基づく前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者、包括クレジット事業者、個別クレジット事業者に対する許可・登録、立入検査、処分等に関する事務 一の都道府県内にのみ事業所等があるクレジット業者に対する割賦販売法に基づく報告徴収・立入検査（併行権限） ⑥ 消費生活用製品安全法等に基づく消費生活用製品等の製造・輸入業者への立入検査等の事務 一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する消費生活用製品等の製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査（消費生活用品、電気用品、ガス用品、液化石油ガス器具等、家庭用品）（併行権限） ⑦ 各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 一の都道府県内にのみ事業所等のある特定事業者等に対する容器包装リサイクル法等に基づく報告徴収及び立入検査（容器包装・家電・食品リサイクル、資源有効利用）（併行権限） ⑧ エネルギーの使用合理化に関する事務 一の都道府県内にのみ事業所等がある省エネ法に基づく特定事業者等への措置に関する事項（指導助言、報告徴収・立入検査 等）（併行権限） ⑨ 品確法の施行に関する事務 等 給油等事業所が一の都道府県内にある揮発油（ガソリン）販売業者等に対する揮発油等の品質確保等に関する法律に基づく報告徴収、立入検査等（併行権限）
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	61 名（経済産業省定員の 1 名を含む）の内数

事務量（アウトプット）

① 商工会議法に基づく定款変更の認可

	19 年度	20 年度	21 年度
定款変更の認可	0	1	2

② JIS 法に基づく事業所への立入検査等の事務

認証製造業者等に対する立入検査数 5 件／年(19～21 年度の平均)

③ 下請代金法に基づく検査、勧告等（事業者に対する報告・検査の権限）

	19 年度	20 年度	21 年度
下請事業者からの申告	1	0	0
立入検査等	4	4	5
改善指導	3	2	5

④ 一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する許認可等の権限

所管組合数：協業組合 0 件、商工組合 2 件、商工組合連合会 0 件（平成 21 年度末）

手続き件数：19 年度 3 件 20 年度 5 件 21 年度 4 件（うち決算関係書類などの受理 2 件、役員変更届出の受理 2 件 定款変更認可 0 件）

⑤ 一の都道府県内にのみ事業所等があるクレジット業者に対する報告徴収・立入検査の権限

包括クレジット業者に関する事務(報告徴収※※2 件、立入検査※0 件)

個別クレジット業者に関する事務(報告徴収※※4 件、立入検査※※※1 件)

※19～21 年度平均、※※22 年 4 月～23 年 1 月末の数値、※※※22 年 6 月～23 年 1 月末の数値

⑥ 一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する消費生活用品等の製造業者・輸入業者等への報告徴収・立入検査（消費生活用品、電気用品、ガス用品、液化石油ガス器具等、家庭用品）

1)消費生活用製品安全法

	19 年度	20 年度	21 年度
報告徴収	0	0	0
立入検査	0	0	0

2)電気用品安全法

	19 年度	20 年度	21 年度
報告徴収	0	0	0
立入検査	0	0	0

3)ガス事業法

	19 年度	20 年度	21 年度
報告徴収	0	0	0
立入検査	0	0	0

4)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

	19 年度	20 年度	21 年度
報告徴収	0	0	0
立入検査	0	0	0

5)家庭用品品質表示法

	19 年度	20 年度	21 年度
報告徴収	0	0	0
立入検査	0	0	0

	⑦ 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査（容器包装・家電・食品リサイクル、資源有効活用） 1) 容器包装リサイクル法 (19 年度) 報告徴収 0 立入検査 0 (20 年度) 報告徴収 0 立入検査 0 (21 年度) 報告徴収 0 立入検査 0 2) 家電リサイクル法 (19 年度) 報告徴収 0 立入検査 14 (20 年度) 報告徴収 0 立入検査 12 (21 年度) 報告徴収 0 立入検査 17 3) 食品リサイクル法 (19 年度) 報告徴収 0 立入検査 0 (20 年度) 報告徴収 0 立入検査 0 (21 年度) 報告徴収 0 立入検査 0 4) 資源有効利用促進法 (19 年度) 報告徴収 0 立入検査 0 (20 年度) 報告徴収 0 立入検査 0 (21 年度) 報告徴収 0 立入検査 0												
	⑧ 一の都道府県にのみ事業所等がある省エネ法に基づく特定事業者等への指導・助言、報告徴収・立入検査等 <table><tr><td></td><td>20 年度</td><td>21 年度</td></tr><tr><td>報告徴収・立入検査等</td><td>14</td><td>2</td></tr></table>		20 年度	21 年度	報告徴収・立入検査等	14	2						
	20 年度	21 年度											
報告徴収・立入検査等	14	2											
	⑨ 給油所等事業所が一の都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収・立入検査 <table><tr><td></td><td>19 年度</td><td>20 年度</td><td>21 年度</td></tr><tr><td>揮発油販売業者からの登録／変更登録、廃止等の届出受付業務</td><td>259</td><td>291</td><td>1744</td></tr><tr><td>立入検査(件／年)</td><td>8</td><td>4</td><td>4</td></tr></table>		19 年度	20 年度	21 年度	揮発油販売業者からの登録／変更登録、廃止等の届出受付業務	259	291	1744	立入検査(件／年)	8	4	4
	19 年度	20 年度	21 年度										
揮発油販売業者からの登録／変更登録、廃止等の届出受付業務	259	291	1744										
立入検査(件／年)	8	4	4										
備考													

工 程	改正を要する法令等の事項 ① 商工会議法に基づく定款変更の認可 ・「商工会議所法」「商工会議所法施行令」「商工会議所法施行規則」の改正 ② 工業標準化法（JIS 法）に基づく事業所への立入検査等の事務 ・「工業標準化法」「工業標準化法に基づく認証機関等に関する政令」「都道府県知事の報告に関する省令」の制定 ③ 下請代金法に基づく検査、勧告等（事業者に対する報告・検査の権限） ・「下請代金支払遅延等防止法」「下請代金支払遅延等防止法施行令」の改正、省令等の制定 ④ 一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する許認可等 ・「中小企業団体の組織に関する法律施行令」の改正 ⑤ 一の都道府県内にのみ事業所等があるクレジット業者に対する報告徴収・立入検査の権限 ・「割賦販売法施行令」の改正 ⑥ 一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する消費生活用品等の製造業
--------	--

	者・輸入業者等への報告徴収・立入検査（消費生活用品、電気用品、ガス用品、液化石油ガス器具等、家庭用品） ・「消費生活用品安全法施行令」の改正 ・「電気用品安全法施行令」の改正 ・「ガス事業法施行令」の改正 ・「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令」の改正 ・「家庭用品品質表示法施行令」の改正 ⑦ 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査（容器包装・家電・食品リサイクル、資源有効活用） ・「容器包装リサイクル法施行令」「容器包装リサイクル法規則」の改正 ・「特定家庭用機器再商品化法」「特定家庭用機器再商品化法施行令」「特定家庭用機器再商品化法施行規則」の改正 ・「食品リサイクル法」「食品リサイクル法施行令」「食品リサイクル法施行規則」の改正 ・「資源有効利用促進法」「資源有効利用促進法施行令」「資源有効利用促進法施行規則」の改正 ⑧ 一の都道府県にのみ事業所等がある省エネ法に基づく特定事業者等への指導・助言、報告徴収・立入検査等 ・「エネルギーの使用の合理化に関する法律」「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」の改正 ⑨ 給油所等事業所が一の都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収・立入検査 ・「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の改正
条件等の解決のための方策等	① 商工会議法に基づく定款変更の認可 ・所要の規制緩和（副会頭や議員定数をはじめとする法令・通達上の諸規制の可能な限りの緩和、届出制への変更等）を含めて検討することが必要。 ② 工業標準化法（JIS法）に基づく事業所への立入検査等の事務 ・法の規制をより機動的に執行する観点から権限を付与するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有する製造業者等であっても、JISマークが表示された鉦工業品の規格不適合品が国内で広く流通するおそれがあり、全国的かつ緊急の対応が必要となることもあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。（併行権限） ・当該報告徴収・立入検査は対象となる鉦工業品のJIS規格への適合性及び製造業者等の品質管理体制について、高度な技術的知見に基づく確認が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。 ③ 下請代金法に基づく検査、勧告等（事業者に対する報告・検査の権限） ・親事業者等の事業範囲は広範囲にわたることが多く、都道府県域を越えて事業展開を行っている場合が少なくないことから、そのような場合に対応するために地方経済産業局においても引き続き報告・検査を実施すること。 ・都道府県が行う報告・検査の範囲等、移譲にあたり整理すべき事項について地方との協議が必要。 ④ 一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する許認可等 ・なし。 ⑤ 一の都道府県内にのみ事業所等があるクレジット業者に対する報告徴収・立入検査の権限 ・法の規制をより機動的に執行する観点から権限の付与を検討するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有するクレジット業者であっても、消

		費者の利益の侵害は都道府県を跨いで生じるおそれがあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。(併行権限) ・報告徴収・立入検査は、各種規制の実効性確保という観点から行われるものであることから、担当者は割賦販売法に加え消費者保護法制等にも精通している必要がある。 ⑥一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する消費生活用品等の製造業者・輸入業者等への報告徴収・立入検査（消費生活用品、電気用品、ガス用品、液化石油ガス器具等、家庭用品） ・法の規制をより機動的に執行する観点から権限を付与するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有する製造業者等であっても、当該製品が国内で広く流通し国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えるおそれがあり、全国かつ緊急の対応が必要となることもあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。(併行権限) 1) 消費生活用製品安全法 ・当該報告徴収・立入検査は販売店に対するP S Cマークの貼付確認とは異なり、対象となる製品の技術基準への適合確認等、試験データの妥当性及び検査の実効性等についての高度な技術的知見に基づく精査が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。 2) 電気用品安全法 ・当該報告徴収・立入検査は販売店に対するP S Eマークの貼付確認とは異なり、対象となる製品の技術基準への適合確認等、試験データの妥当性及び検査の実効性等についての高度な技術的知見に基づく精査が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。 3) ガス事業法 ・当該報告徴収・立入検査は販売店に対するP S T Gマークの貼付確認とは異なり、対象となる製品の技術基準への適合確認等、試験データの妥当性及び検査の実効性等についての高度な技術的知見に基づく精査が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。 4) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 ・当該報告徴収・立入検査は販売店に対するP S L P Gマークの貼付確認とは異なり、対象となる製品の技術基準への適合確認等、試験データの妥当性及び検査の実効性等についての高度な技術的知見に基づく精査が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。 5) 家庭用品品質表示法 ・当該報告徴収・立入検査は、消費者からの苦情や市場モニタリング等の結果を受け、当該製品に貼付されている表示について、その表示されている事項が「表示の標準（家庭用品品質表示法第三条）」で規定する技術的要件を満たしているかを、当該製品の試験データをJ I S規格等と照合するなどして確認・精査するものであるため、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。 ⑦事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査（容器包装・家電・食品リサイクル、資源有効活用） 1) 容器包装リサイクル法
--	--	---

		・事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提としているため、当該内容について、地方側との調整が必要。 2)家電リサイクル法 ・当該事務は、国も引き続き実施することとしており、また、法の全国一律の運用を行う観点から、事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提としている。(併行権限) ・さらに、当該事務は、廃棄物処理法等の廃棄物行政についての知見のみならず、家電リサイクル法そのものの理解に加え、法の義務履行のため製造業者等が自主的に整備しているリサイクルシステムや家電リサイクル券の運用についての知見等が必要であることから、それらに熟知した職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。 3)食品リサイクル法 ・事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提としているため、当該内容について、地方側との調整が必要。 4)資源有効利用促進法 ・事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提としているため、当該内容について、地方側との調整が必要。 ⑧一の都道府県にのみ事業所等がある省エネ法に基づく特定事業者等への指導・助言、報告徴収・立入検査等 ・事業者は都道府県域を越えて事業展開を行っている場合が少なくないことから、エネルギー使用に関する情報を一元的に管理し、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し立入検査等を実施する必要性に鑑み、当該事務は引き続き経済産業局も実施する。(併行権限) ・その上で、事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、国が作成した統一的な指導方針に基づき、都道府県において、省エネ法の趣旨に即した的確な業務実施体制が整備される場合に限り、都道府県への併行権限の付与を検討していく。 ⑨給油所等事業所が一の都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収・立入検査 ・品確法及び揮発油（ガソリン）等の危険物の品質に関する知識を持った職員を最低2名以上充てる必要がある（立ち入り検査を実施に当たっては、ダブルチェックや客観性の担保等の観点から最低2名の職員が必要）。 ・揮発油等に異物が混入した場合、被害が都道府県を越えて全国的に広がることから、全国の販売所等に対する統一的な緊急措置としての指示が必要であること等から、引き続き局も実施する。(併行権限) ・立入検査・報告徴収は、経済産業大臣が品確法違反者に対する事業停止命令等を科すかどうか等の判断を下すのに必要な情報の収集を目的とするも
--	--	--

	のであることから権限移譲に当たっては、全国一律の基準の下、経済産業省又は経済産業局に事前の連絡や結果の報告を行うなど緊密な連携体制を構築することが必要。 ・また、改善策などの事業者との調整に基づく当面の措置・指導に関しては、全国で事業を展開する石油元売企業や複数都道府県で事業を展開する大手特約店の経営判断とも密接に関連する場合等には、経済産業省と当該企業との連絡調整の結果を適切に反映することが必要となる。
移譲の時期	① 商工会議法に基づく定款変更の認可 ・条件等について地方側及び日商との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲 ② 工業標準化法（JIS 法）に基づく事業所への立入検査等の事務 ・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲 ③ 下請代金法に基づく検査、勧告等（事業者に対する報告・検査の権限） ・条件等について地方側との調整完了後、法案等を提出し、法案成立後に移譲。 ④ 一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する許認可等 ・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲 ⑤ 一の都道府県内にのみ事業所等があるクレジット業者に対する報告徴収・立入検査の権限 ・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲 ⑥ 一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する消費生活用品等の製造業者・輸入業者等への報告徴収・立入検査（消費生活用品、電気用品、ガス用品、液化石油ガス器具等、家庭用品） ・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲 ⑦ 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査（容器包装・家電・食品リサイクル、資源有効活用） ・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲 ⑧ 一の都道府県にのみ事業所等がある省エネ法に基づく特定事業者等への指導・助言、報告徴収・立入検査等 ・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲 ⑨ 給油所等事業所が一の都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収・立入検査 ・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
備考	

アクション・プランに基づく移譲に向けた取り組みを実施する項目及びその実施に向けた工程表等の検討について

以下の事務については、直轄事業の一部が地方に移管される場合に、併せて移譲されるものである。

出先機関名：沖縄総合事務局 (国土交通省の地方整備局が所掌する事務)		整理番号（ 16 ）
自己仕分けの際の事務・権限名	地方整備局の行う入札及び契約等に関する事務（地方移譲に係るもの）	
自己仕分けの際の事務・権限名	事業評価及び費用の縮減に関する事務（地方自治体事業に係るもの）	
自己仕分けの際の事務・権限名	技術的審査、検査及び調査に関する事務（地方移譲に係るもの）	
自己仕分けの際の事務・権限名	入札及び契約制度の技術的事項に関する事務（地方移譲に係るもの）	
自己仕分けの際の事務・権限名	積算基準に関する事務（地方移譲に係るもの）	
自己仕分けの際の事務・権限名	建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務（地方移譲に係るもの）	
自己仕分けの際の事務・権限名	防災業務計画等の策定に関する事務（地方移譲に係るもの）	
自己仕分けの際の事務・権限名	直轄事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補償に関する事務（地方移譲に係るもの）	
自己仕分けの際の事務・権限名	土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務（地方移譲に係るもの）	

	出先機関名：沖縄総合事務局	整理番号（１８）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の事務・権限名	国土交通省の地方運輸局が所掌する業務	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	(移譲する事務・権限名) 自動車運転代行業の認定業務等 (具体的な内容) ・公安委員会からの認定・認定取り消し協議に対する同意 ・公安委員会からの変更届出に関する通知の受理 ・公安委員会からの認定証返納に関する通知の受理 ・約款届出の受理 ・公安委員会への営業停止命令の要請 ・公安委員会が行った指示に関する通知の受理 ・自動車運転代行業者への立入検査 ・自動車運転代行業者への指示等の行政処分 ・指示等の行政処分を行った旨の公安委員会への通知 等																															
予算の状況 (単位:百万円)	—																															
関係職員数	８７人（国交本省定員の４名を含む）の内数																															
事務量（アウトプット）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種別</th><th></th><th>平均業務量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公安委員会からの認定・認定取り消し協議件数</td><td>協議件数</td><td>97</td></tr> <tr> <td>公安委員会からの変更届出に関する通知の受理</td><td>受理件数</td><td>254</td></tr> <tr> <td>公安委員会からの認定証返納に関する通知の受理</td><td>受理件数</td><td>28</td></tr> <tr> <td>約款届出の受理</td><td>受理件数</td><td>0</td></tr> <tr> <td>公安委員会への営業停止命令の要請</td><td>要請件数</td><td>0</td></tr> <tr> <td>公安委員会が行った指示に関する通知の受理</td><td>受理件数</td><td>0</td></tr> <tr> <td>自動車運転代行業者への立入検査</td><td>検査件数</td><td>6</td></tr> <tr> <td>自動車運転代行業者への指示等の行政処分</td><td>処分件数</td><td>20.8</td></tr> <tr> <td>指示等の行政処分を行った旨の公安委員会への通知</td><td>通知件数</td><td>20.8</td></tr> </tbody> </table> (平均業務量は平成１７年度～平成２１年度実績の平均)		事業種別		平均業務量	公安委員会からの認定・認定取り消し協議件数	協議件数	97	公安委員会からの変更届出に関する通知の受理	受理件数	254	公安委員会からの認定証返納に関する通知の受理	受理件数	28	約款届出の受理	受理件数	0	公安委員会への営業停止命令の要請	要請件数	0	公安委員会が行った指示に関する通知の受理	受理件数	0	自動車運転代行業者への立入検査	検査件数	6	自動車運転代行業者への指示等の行政処分	処分件数	20.8	指示等の行政処分を行った旨の公安委員会への通知	通知件数	20.8
事業種別		平均業務量																														
公安委員会からの認定・認定取り消し協議件数	協議件数	97																														
公安委員会からの変更届出に関する通知の受理	受理件数	254																														
公安委員会からの認定証返納に関する通知の受理	受理件数	28																														
約款届出の受理	受理件数	0																														
公安委員会への営業停止命令の要請	要請件数	0																														
公安委員会が行った指示に関する通知の受理	受理件数	0																														
自動車運転代行業者への立入検査	検査件数	6																														
自動車運転代行業者への指示等の行政処分	処分件数	20.8																														
指示等の行政処分を行った旨の公安委員会への通知	通知件数	20.8																														
備考	上記の事務・権限は、地方自治法第２条第８項に規定する自治事務として移譲する。																															

工 程	改正を要する法令等の事項	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令等の関係条項（改正が必要な法令、条項等の精査には内閣法制局との調整が必要）
	条件等の解決のための方策等	—

	移譲の時期	貴室において、地方側の権限受入意思の確認等の所要の調整が完了し、権限移譲に係る政府全体の一括法案が国会に提出・同法案が成立した後、移譲。
	備考	

	出先機関名：法務局・地方法務局	整理番号（13）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	人権擁護に関する事務	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	(移譲する事務・権限名) 人権擁護に関する諸事務のうち、人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事務 (具体的な内容) 国民の人権を擁護することは憲法上の要請であり、さらに国自らが人権擁護を行うことは国際的要請でもある。このことから、国は、基本的人権尊重の理念を国民一人一人に浸透させ、その理念を普及させるために人権啓発活動を実施しているところ、国が行うべき人権啓発活動の一部については、都道府県及び政令指定都市等へ委託して実施している（これを「人権啓発活動地方委託事業」という。）。) 人権啓発活動地方委託事業は、(a)ネットワーク事業（法務局，地方法務局，都道府県，市区町村，公益法人等が各地で横断的なネットワークを形成し，構成員による効果的な共同啓発活動となるよう，ネットワークの中で国が直接マネジメントを行い全国的に一定水準の人権啓発活動を確保するもの）と，(b)非ネットワーク事業（地方自治体が各地域の実情を反映させるなど独自性を活かして実施するもの）に分類されるが，このうち，(b)の非ネットワーク事業が「移譲すると整理した事務」に該当する。														
予算の状況 (単位:百万円)	802百万円（平成23年度予算）														
関係職員数	法務局・地方法務局においては，上記の事務を行うための専任の職員は配置されていない。上記事務は，法務局・地方法務局において実施する人権擁護に関する事務の一部のものであり，関係職員数を算定するのは困難である。														
事務量(アウトプット)	委託先及び執行金額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>平成19年</th><th>平成20年</th><th>平成21年</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方自治体数</td><td>501</td><td>505</td><td>511</td></tr> <tr> <td>執行金額 (百万円)</td><td>1,123</td><td>1,008</td><td>937</td></tr> </tbody> </table>			年度	平成19年	平成20年	平成21年	地方自治体数	501	505	511	執行金額 (百万円)	1,123	1,008	937
年度	平成19年	平成20年	平成21年												
地方自治体数	501	505	511												
執行金額 (百万円)	1,123	1,008	937												
備考															

工 程	改正を要する法令等の事項	特になし。(ただし、下記の財源移譲の仕方によっては法令等の改正の可能性あり。)
	条件等の解決のための方策等	今回の移譲のための検討の対象となっている事業（人権啓発活動地方委託事業の中のネットワーク事業を除く事業）については、現在、国が都道府県及び政令指定都市に対し委託を行い、都道府県が必要に応じて、市町村に再委託を行っているが、事業を移譲するに当たって、財源の移譲の仕方（補助金とするのか、地方交付税とするのか、又はその他の方法とするのか、移譲先を都道府県及び政令指定都市のみとするのか、各市町村にも移譲するのか等）について地方自治体や関係省庁と十分な協議・検討を行い、移譲の方法を確定する必要がある。 そして、移譲のための条件として提示した人権啓発活動が確保されるために採り得る方策として何が相当であるのかについては、財源の移譲方法とも併せて検討する必要がある。 すなわち、現在の委託の仕組み（地方自治体から事業計画の提出を受け審査をした上で委託を行い、人権啓発活動実施後も報告を受けて確認している。）に替わる人権啓発活動の確保のための方策の一つとして、地方自治体が実施した人権啓発活動について何らかの報告を求め、それによって事後的な確認をするということが考えられるが、財源の移譲方法いかんによって、どのような仕組みの中でこれが実現可能か、また、これ以外に人権啓発活動の確保のための方策があり得るのかについて、地方自治体と協議を行い検討する必要がある。 また、法務省においては、現在、パリ原則（国連総会で採択された、国内人権機構の権限・責務、構成等についての指針を提供する原則）に適合する新たな人権救済機関の設置についての検討を進めている。同原則に照らせば、一定水準の人権啓発活動の確保は、同機関が担うことが求められており、人権啓発活動に関する国と地方自治体との役割分担については、同機関の機能・権限と併せて検討されるべき問題であるから、上記方策を検討するに当たっては、同機関の設置に関する法案の検討状況も踏まえる必要があると考えている。
	移譲の時期	財源の移譲方法や条件として掲げた方策についての協議が整った後に移譲。
	備考	上記事業は、全国一律に移譲する必要があるところ、各地方自治体の意向が不明である現時点において、上記の各種協議、検討を直ちに開始することは困難である。

	出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（4）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	医療法人（広域）等の監督	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（委譲する事務・権限名） ○医療法人（広域）等の監督 （具体的な内容） ・医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可に関する事項 ・事業報告書等の届出に関する事項 ・医療法人からの報告聴取、立入検査に関する事項 ・医療法人の法令等の違反に対する措置命令に関する事項 ・社会医療法人の認定 等 （条件） ・業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること ・2以上の都道府県の区域に医療機関を開設する医療法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監督事務が実施されることが必要 ・なお、2以上の都道府県の区域に医療機関を開設する医療法人の監督を都道府県に移譲する場合には、当該医療法人について、設立の認可や社会医療法人の認定も都道府県が行うこと	
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等経費 38百万円の内数（平成22年度予算）	
関係職員数	42人以内数（平成22年7月1日現在）	
事務量（アウトプット）	1. 所管医療法人数 H19 771 H20 803 H21 828 2. 定款変更認可件数 H19 514件 H20 642件 H21 364件 3. 非医師又は非歯科医師の理事長の選任認可件数 H19 3件 H20 1件 H21 4件 4. 特別代理人の選任認可件数 H19 6件 H20 8件 H21 9件 5. 事業報告書等の受理及び審査件数 H19 674件 H20 728件 H21 828件 6. 役員変更届の受理および審査件数 H19 544件 H20 676件 H21 667件 7. 登記届の受理及び審査件数 H19 592件 H20 679件 H21 803件 8. 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明件数（医療法人（広域）以外も含む）	

	H19 438 件 H20 459 件 H21 445 件
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	・医療法第 68 条の 2 等
	条件等の解決のための方策等	・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。 ・2以上の都道府県の区域に医療機関を開設する医療法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監督事務が実施されることを確認するため地方と協議を行う。 ・なお、2以上の都道府県の区域に医療機関を開設する医療法人の監督を都道府県に移譲する場合には、当該医療法人について、設立の認可や社会医療法人の認定も都道府県が行うことを確認するため地方と協議を行う。
	移譲の時期	・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
	備考	

	出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（5）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	国開設病院等の監督	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） ○国の開設する病院等の医療法に関する手続き （具体的な内容） ・国の開設する病院等についての開設承認等並びに管理者の管理等の承認に関する事項で重要なもの ・国の開設する病院等についての使用承認に関する事項 ・国の開設する病院等の開設承認事項の変更の承認に関する事項 ・国の開設する病院等についての施設の使用制限等並びに管理者の変更の申出に関する事項 ・国の開設する診療所の通知等に関する事項 等 （条件） 国の開設する病院等は、主に地域医療を担う一般の医療機関とは異なり、高度又は先駆的な医療の提供や最先端の医療の研究開発等の政策目的を達成するためのものである。したがって、例えば国が精神疾患専門の病院を開設する場合や触法病棟やハンセン病療養所の病床変更の手続を行う場合等について、政策医療の提供に支障をきたすことがないように、以下の方策を講じることとした上で、都道府県等に委譲することは可能である。 ・厚生労働省が、国開設病院等の開設等の動向について最新の情報を把握できるような体制が確保されること ・政策医療を提供する観点から国開設病院等に与えられている法令に基づく特例的な取扱いが引き続き確保されること ・業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること	
予算の状況 （単位：百万円）	国立医療機関使用前検査実施経費 3 百万円（平成 22 年度予算）	
関係職員数	104 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）	
事務量（アウトプット）	開設承認事項の変更・使用の承認件数 H19 1,847 件 H20 1,851 件 H21 2,004 件	
備考	・国の開設する病院等としては、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁、防衛省等が所管するもの並びに国立ハンセン病療養所、（独）国立高度専門医療センター、（独）国立病院機構の開設する病院等がある。	

工 程	改正を要する法令等の事項	・医療法施行令第1条、第3条、第3条の3、第4条、第4条の2、第4条の5 ・医療法施行規則第43条の3 等
	条件等の解決のための方策等	○委譲に当たっては、セーフティネットとして提供される医療を全国一律に確保するため、以下の観点等に留意しながら、関係省庁と地方との間で事前協議が行われること。 ・厚生労働省が、国開設病院等の開設等の動向について最新の情報を把握できるような体制が確保されること。 ・政策医療を提供する観点から国開設病院等に与えられている法令に基づく特例的な取扱いが引き続き確保されること。 ○また、アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。
	移譲の時期	・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法令改正を行い、移譲。
	備考	

	出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（6 - ①）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の事務・権限名	指定医療機関等の指定 ・「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に規定する指定医療機関の指定	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） ○「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に規定する指定医療機関の指定 （具体的な内容） ・指定医療機関の指定 ・指定医療機関の指定の取消 ・指定医療機関に係る報告徴収 等 （条件） ・業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること。	
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 22 年度予算）	
関係職員数	69 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）	
事務量（アウトプット）	・原子爆弾被爆者に対する指定医療機関の指定 (1) 指定医療機関数 H19 875 H20 1,048 H21 1,413 (2) 指定件数 H19 45 件 H20 180 件 H21 394 件 (3) 指定の取消し件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件 (4) 変更届等の受理件数 H19 10 件 H20 44 件 H21 22 件 (5) 指定の辞退の申し出の受理件数 H19 5 件 H20 12 件 H21 36 件	
備考		

工 程	改正を要する法令等の事項	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第 22 条第 1 項 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第 76 条第 1 号
	条件等の解決のための方策等	アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保等について、地方と協議を行う。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法令改正を行い、移譲。

	備考	
--	----	--

	出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（6 - ②）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	指定医療機関等の指定 ・ 特定感染症指定医療機関からの報告聴取等	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	(移譲する事務・権限名) 特定感染症指定医療機関からの報告聴取等 (具体的な内容) 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、特定感染症指定医療機関の管理者に対して必要な報告、又は診療録その他の帳簿書類を検査させることができるというもの。 (条件) 業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること。	
予算の状況 (単位:百万円)	共通経費等の内数(平成 22 年度予算)	
関係職員数	6 9 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)	
事務量（アウトプット）	・ 特定感染症医療機関からの報告聴取等 (1) 指定医療機関数 H19 3 件 H20 3 件 H21 3 件 (2) 病床数 H19 8 H20 8 H21 8 (3) 報告の受理件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件 (4) 立入調査件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件	
備考		

工 程	改正を要する法令等の事項	・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 43 条第 1 項 ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第 32 条第 1 号
	条件等の解決のための方策等	アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保等について、地方と協議を行う。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
	備考	

	出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（7）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	・指定医療機関等の指定等 「児童福祉法」に規定する指定療育機関の指定等 「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等 「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） ○「児童福祉法」に規定する指定療育医療機関の指定等 ○「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等 ○「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定 （具体的な内容） ○「児童福祉法」に規定する指定療育医療機関の指定等について（国が開設した病院について） ・指定療育機関の指定（児童福祉法第 20 条第 5 項）（※ 1） ・指定療育機関の指定に係る主務大臣への同意の依頼（児童福祉法第 20 条第 5 項） ・指定療育医療機関の指定の取消（児童福祉法第 20 条第 8 項） ・診療報酬の請求に関する報告徴収及び検査（児童福祉法第 21 条の 4 第 1 項） ・診療報酬の支払の一時差し止め（児童福祉法第 21 条の 4 第 2 項） ※ 1 児童福祉法施行規則で規定する、指定の申請、変更等の届出及び指定辞退の届出の受理の事務についても対象となる。 ○「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等について（国が開設した病院等について） ・指定養育医療機関の指定（母子保健法第 20 条第 5 項）（※ 2） ・指定養育医療機関の指定に係る主務大臣への同意の依頼（母子保健法第 20 条第 5 項） ・指定養育医療機関の指定の取消（母子保健法第 20 条第 7 項（児童福祉法第 20 条第 8 項を準用）） ・診療報酬の請求に関する報告徴収及び検査（母子保健法第 20 条第 7 項（児童福祉法第 21 条の 4 第 1 項を準用）） ・診療報酬の支払の一時差し止め（母子保健法第 20 条第 7 項（児童福祉法第 21 条の 4 第 2 項を準用）） ※ 2 母子保健法施行規則で規定する、指定の申請、変更等の届出及び指定辞退の届出の受理の事務についても対象となる。
----------------------------	--

	○「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定について (国が開設した病院若しくは診療所又は薬局について) ・指定医療機関の指定（生活保護法第 49 条） ・指定医療機関の指定に係る主務大臣への同意の依頼（生活保護法第 49 条） ・指定医療機関の変更の届出等（生活保護法第 50 条の 2） ・指定医療機関の指定の辞退及び取消し（生活保護法第 51 条） ・診療内容及び診療報酬の請求に関する報告の徴収及び立入検査（生活保護法第 54 条） ・指定医療機関の指定、変更、辞退及び取消しの告示（生活保護法第 55 条の 2） (国が開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設について) ・指定介護機関の指定（生活保護法第 54 条の 2 第 1 項） ・指定介護機関の指定に係る主務大臣への同意の依頼（生活保護法第 54 条の 2 第 1 項） ・指定介護機関の変更の届出等（生活保護法第 54 条の 2 第 4 項で準用する同法第 50 条の 2） ・指定介護機関の指定の辞退及び取消し（生活保護法第 54 条の 2 第 4 項で準用する同法第 51 条） ・介護サービスの内容及び介護の報酬の請求に関する報告の徴収及び立入検査（生活保護法第 54 条の 2 第 4 項で準用する同法第 54 条） ・指定介護機関の指定、変更、辞退及び取消しの告示（生活保護法第 55 条の 2） (条件) 業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること
予算の状況 (単位:百万円)	共通経費等の内数(平成 22 年度予算)
関係職員数	6 9 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量（アウトプット）	1. 児童福祉法に規定する指定療育機関の指定 (1) 指定療育機関数 H19 52 H20 53 H21 53 (2) 指定件数 H19 0 件 H20 1 件 H21 1 件 (3) 指定の取消し件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件 (4) 変更届等の受理件数 H19 2 件 H20 3 件 H21 3 件 (5) 指定の辞退の申出の受理件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 1 件 2. 母子健康法に規定する指定養育医療機関の指定 (1) 指定養育医療機関数 H19 119 H20 119 H21 119 (2) 指定件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 1 件 (3) 指定の取消し件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件 (4) 変更届等の受理件数 H19 1 件 H20 6 件 H21 7 件 (5) 指定の辞退の申出の受理件数

	H19 0 件 H20 0 件 H21 1 件 3 「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定 (1) 指定医療機関数 H19 259 H20 256 H21 255 (2) 指定件数 H19 1 件 H20 0 件 H21 2 件 (3) 指定の取消し件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件 (4) 変更届等の受理件数 H19 6 件 H20 16 件 H21 16 件 (5) 指定の辞退の申し出の受理件数 H19 2 件 H20 1 件 H21 3 件
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	【「児童福祉法」に規定する指定療育機関の指定等】 ・児童福祉法第 20 条第 4 項、第 5 項、第 8 項、第 21 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 3 項 ・児童福祉法施行規則第 14 条、第 49 条の 8 第 1 項第 4 号、第 5 号 ・結核にかかっている児童に対する療養の給付について（昭和 36 年 8 月 9 日児発第 826 号） 【「母子保健法」に規定する指定養育医療機関の指定等】 ・母子保健法第 20 条第 4 項、第 5 項 ・母子保健法施行規則第 12 条、第 15 条第 1 号 ・未熟児養育事業の実施について（昭和 62 年 7 月 31 日児発第 668 号） 【「生活保護法」に規定する指定医療機関の指定】 ・生活保護法第 49 条、第 50 条の 2、第 51 条第 2 項、第 54 条、第 54 条の 2 第 1 項、第 55 条の 2 ・生活保護法施行規則第 10 条、第 10 条の 2、第 12 条、第 14 条、第 14 条の 2、第 15 条、第 16 条、第 23 条
	条件等の解決のための方策等	アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
	備考	

	出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（8）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	指定医療機関等の指定等 ・「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） ○指定医療機関等の指定等 「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定 （具体的な内容） 戦傷病者特別援護法に基づき、戦傷病者の先の大戦における公務上の傷病に関し、必要な療養の給付を行うため、療養を行う医療機関の指定等を行うもの。 【主な業務内容】 （１）指定医療機関の指定（法第 12 条） （２）指定医療機関が療養を行うについての指導（法第 13 条第 2 項） （３）指定医療機関に対する報告要求、立入検査、診療報酬の支払の一時差止め（法第 16 条 1 項及び第 2 項） （４）指定医療機関以外の医療機関に対する報告要求等（法第 17 条第 3 項） （条件） 業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること	
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費費等の内数（平成 22 年度予算）	
関係職員数	69 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）	
事務量（アウトプット）	・「戦傷病者特別援護法」に規定する指定医療機関の指定 (1) 指定医療機関数 H19 172 H20 171 H21 170 (2) 指定件数 H19 0 H20 0 H21 0 (3) 指定の取消し件数 H19 0 H20 0 H21 0 (4) 変更届等の受理件数 H19 3 H20 13 H21 14 (5) 指定の辞退の申出の受理件数 H19 0 H20 0 H21 0	
備考		

工程	改正を要する法令等の事項	・戦傷病者特別援護法第 28 条の 2 第 1 項及び第 2 項 ・戦傷病者特別援護法施行令第 13 条第 2 項 ・戦傷病者特別援護法施行規則第 16 条の 2
----	--------------	--

	条 件 等 の 解 決 の た め の 方 策 等	アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
	備考	

	出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（12 及び 13）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	・養成施設等の指定及び監督 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、児童福祉司、児童福祉施設の職員、児童自立支援専門員、社会福祉主事、精神保健福祉士、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、理容師、美容師、食鳥処理衛生管理者、食品衛生管理者、食品衛生監視員、栄養士、調理師、製菓衛生師 ・講習会の指定・登録 食品衛生管理者資格認定講習会、食鳥処理衛生管理者資格取得講習会	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	＜保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士＞ （移譲する事務・権限名） ○保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士及び歯科技工士を養成する施設の指定、変更承認、指定取り消し、報告及び調査等 （具体的な内容） 上記に掲げる医療関係職種の養成施設の指定・変更承認・指定取り消しに係る申請書類の審査等の業務及び養成の適切な実施を確保するための教育方法、設備その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、実地調査等を行う。 ＜保育士＞ （移譲する事務・権限名） ○保育士養成施設の指定及び監督 （具体的な内容） ・保育士養成施設の指定に関する事項 ・保育士養成施設の指定内容変更の承認に関する事項 ・保育士養成施設の指定内容変更の届出に関する事項 ・保育士養成施設の指定の取消しに関する事項 ・保育士養成施設の年次報告に関する事項 ・保育士養成施設に対する報告徴収及び検査に関する事項 等 ＜社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事＞ （移譲する事務・権限名） ○養成施設等の指定及び監督 （具体的な内容） ・養成施設の指定に関する事項 ・養成施設の指定内容変更の承認に関する事項 ・養成施設の指定内容変更の届出に関する事項
----------------------------	---

	・養成施設の設置等計画者に対する申請書提出の指示に関する事項 ・養成施設の実地調査に関する事項 ・養成施設の指定の取消しに関する事項 ・養成施設の年次報告に関する事項 ・養成施設に対する報告徴収及び指示に関する事項 等 <精神保健福祉士> (移譲する事務・権限名) ○養成施設等の指定及び監督 (具体的な内容) ・養成施設の指定に関する事項 ・養成施設の指定内容変更の承認に関する事項 ・養成施設の年次報告に関する事項 等 ・養成施設に対する報告徴収及び指示に関する事項 ・養成施設の指定の取消に関する事項 等 <身体障害者福祉司、知的障害者福祉司> (移譲する事務・権限名) ○身体障害者福祉司・知的障害者福祉司を養成施設の指定 (具体的な内容) ・身体障害者福祉司・知的障害者福祉司の養成施設の指定に関する事務 <児童福祉司> (移譲する事務・権限名) ○児童福祉司養成施設の指定及び監督 (具体的な内容) ・児童福祉司養成施設の指定に関する事項 ・児童福祉司養成施設の指定の取消しに関する事項 ・児童福祉司養成施設に対する報告（請求）、指導に関する事項 等 <児童福祉施設の職員> (移譲する事務・権限名) ○児童福祉施設の職員養成施設の指定及び監督 (具体的な内容) ・児童福祉施設の職員養成施設の指定に関する事項 ・児童福祉施設の職員養成施設の指定の取消しに関する事項 ・児童福祉施設の職員養成施設に対する報告（請求）、指導に関する事項 等 <児童自立支援専門員> (移譲する事務・権限名) ○児童自立支援専門員養成施設の指定及び監督 (具体的な内容) ・児童自立支援専門員養成施設の指定に関する事項 ・児童自立支援専門員養成施設の指定の取消しに関する事項 ・児童自立支援専門員養成施設に対する報告（請求）、指導に関する事項 等 <理容師及び美容師>
--	--

	(移譲する事務・権限名) ○理容師養成施設及び美容師養成施設の指定及び監督 (具体的な内容) ・理容師、美容師養成施設の指定に関する事項 ・理容師、美容師養成施設の指定内容変更の承認に関する事項 ・理容師、美容師養成施設の指定内容変更の届出に関する事項 ・理容師、美容師養成施設の指定の取消しに関する事項 ・理容師、美容師養成施設の年次報告に関する事項 ・理容師、美容師養成施設に対する報告徴収及び指示に関する事項 等 <栄養士及び調理師> (移譲する事務・権限名) ○栄養士、調理師養成施設の指定及び監督 (具体的な内容) ・栄養士、調理師養成施設の指定に関する事項 ・栄養士、調理師養成施設の内容変更の承認に関する事項 ・栄養士、調理師養成施設の内容変更の届出に関する事項 ・栄養士、調理師養成施設の届出に関する事項 ・栄養士、調理師養成施設の実地調査及び指導調査に関する事項 ・栄養士、調理師養成施設の指定の取消しに関する事項 ・栄養士、調理師養成施設に対する報告（請求）徴収及び指示に関する事項 等 <食鳥処理衛生管理者、食品衛生管理者、食品衛生監視員、製菓衛生師>、 <・講習会の指定・登録 食品衛生管理者資格認定講習会、食鳥処理衛生 管理者資格取得講習会> (移譲する事務・権限名) ○養成施設等の指定及び監督 ○講習会の指定・登録 (具体的な内容) ・養成施設の指定（登録）に関する事項 ・養成施設の指定内容変更の承認に関する事項 ・養成施設の指定（登録）内容変更の届出に関する事項 ・養成施設の設置等計画者に対する申請書提出の指示に関する事項 ・養成施設の実地調査に関する事項 ・養成施設の指定（登録）の取消しに関する事項 ・養成施設の年次報告に関する事項 ・養成施設に対する報告徴収及び指示に関する事項 ・講習会の登録に関する事項 ・講習会の実施内容変更の届出に関する事項 ・講習会の休廃止の届出に関する事項 ・講習会の実施計画者に対する申請書提出の指示に関する事項 ・講習会の改善命令に関する事項 ・講習会の登録の取消しに関する事項 ・講習会の実施者に対する報告徴収及び指示に関する事項 ・講習会の実施者に対する立入検査に関する事項 等 (留意点) 現在は、地方厚生局において、まとめて上記の業務を行っているところであり、その一部のみ地方へ移譲することは業務の非効率化を招くため、当該事務・権限の移譲に当たっては、全ての職種について一括で移譲すること。 (条件) 業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること。
--	---

予算の状況 (単位:百万円)	45 百万円の内数(平成 22 年度予算)
関係職員数	5 5 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)
事務量 (アウトプット)	・養成施設等の指定及び監督 1. 理容師養成施設 (1) 課程数 H19 195 H20 220 H21 211 (2) 新規指定数 H19 0 H20 2 H21 0 (3) 取消数 H19 7 H20 5 H21 4 (4) 指定内容の変更承認数 H19 9 H20 5 H21 41 (5) 指定内容の変更届出数 H19 32 H20 192 H21 192 (6) 指導調査実施数 H19 19 H20 31 H21 32 2. 美容師養成施設 (1) 課程数 H19 472 H20 514 H21 512 (2) 新規指定数 H19 2 H20 7 H21 8 (3) 取消数 H19 5 H20 6 H21 5 (4) 指定内容の変更承認数 H19 29 H20 136 H21 67 (5) 指定内容の変更届出数 H19 88 H20 555 H21 489 (6) 指導調査実施数 H19 61 H20 67 H21 56 3. 食品衛生管理者養成施設 (1) 課程数 H19 188 H20 204 H21 214 (2) 新規指定数 H19 7 H20 11 H21 17 (3) 取消数 H19 0 H20 5 H21 2 (4) 指定内容の変更承認数 H19 0 H20 0 H21 0 (5) 指定内容の変更届出数 H19 102 H20 138 H21 112 (6) 指導調査実施数 H19 41 H20 29 H21 28 4. 指定保育士養成施設 (1) 課程数 H19 544 H20 563 H21 583 (2) 新規指定数 H19 28 H20 33 H21 12 (3) 取消数 H19 9 H20 13 H21 9 (4) 指定内容の変更承認数 H19 123 H20 147 H21 325 (5) 指定内容の変更届出数 H19 109 H20 153 H21 166 (6) 指導調査実施数 H19 56 H20 60 H21 96 5. 社会福祉士養成施設 (1) 課程数 H19 64 H20 66 H21 67 (2) 新規指定数 H19 5 H20 7 H21 4 (3) 取消数 H19 3 H20 6 H21 1 (4) 指定内容の変更承認数 H19 53 H20 47 H21 15 (5) 指定内容の変更届出数 H19 13 H20 75 H21 79 (6) 指導調査実施数 H19 7 H20 4 H21 13 6. 介護福祉士養成施設 (1) 課程数 H19 457 H20 506 H21 486 (2) 新規指定数 H19 22 H20 10 H21 12 (3) 取消数 H19 13 H20 31 H21 46 (4) 指定内容の変更承認数 H19 287 H20 177 H21 60 (5) 指定内容の変更届出数 H19 182 H20 598 H21 331 (6) 指導調査実施数 H19 78 H20 26 H21 77 7. 福祉系高等学校 (1) 課程数 H19 0 H20 0 H21 158 (2) 新規指定数 H19 0 H20 158 H21 4 (3) 取消数 H19 0 H20 0 H21 1 (4) 指定内容の変更承認数 H19 0 H20 0 H21 8 (5) 指定内容の変更届出数 H19 0 H20 0 H21 96 (6) 指導調査実施数 H19 0 H20 0 H21 4 8. 社会福祉主事養成機関 (1) 課程数 H19 93 H20 90 H21 73

	(2)新規指定数	H19	2	H20	0	H21	2
	(3)取消数	H19	10	H20	17	H21	11
	(4)指定内容の変更承認数	H19	22	H20	34	H21	12
	(5)指定内容の変更届出数	H19	52	H20	48	H21	48
	(6)指導調査実施数	H19	14	H20	5	H21	11
	9. 精神保健福祉士養成施設						
	(1)課程数	H19	66	H20	68	H21	65
	(2)新規指定数	H19	6	H20	5	H21	1
	(3)取消数	H19	4	H20	8	H21	4
	(4)指定内容の変更承認数	H19	62	H20	102	H21	52
	(5)指定内容の変更届出数	H19	22	H20	21	H21	16
	(6)指導調査実施数	H19	11	H20	7	H21	3
	10. 児童福祉司養成施設						
	(1)課程数	H19	3	H20	3	H21	3
	(2)新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
	(3)取消数	H19	0	H20	0	H21	0
	(4)指定内容の変更承認数	H19	0	H20	0	H21	0
	(5)指定内容の変更届出数	H19	0	H20	0	H21	0
	(6)指導調査実施数	H19	1	H20	0	H21	0
	11. 児童福祉施設職員養成施設						
	(1)課程数	H19	2	H20	2	H21	2
	(2)新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
	(3)取消数	H19	0	H20	0	H21	0
	(4)指定内容の変更承認数	H19	0	H20	0	H21	1
	(5)指定内容の変更届出数	H19	0	H20	0	H21	0
	(6)指導調査実施数	H19	1	H20	0	H21	0
	12. 児童自立支援施設職員養成施設						
	(1)課程数	H19	1	H20	1	H21	1
	(2)新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
	(3)取消数	H19	0	H20	0	H21	0
	(4)指定内容の変更承認数	H19	0	H20	0	H21	0
	(5)指定内容の変更届出数	H19	0	H20	0	H21	0
	(6)指導調査実施数	H19	0	H20	0	H21	0
	13. 知的障害者福祉司養成施設						
	(1)課程数	H19	1	H20	1	H21	1
	(2)新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
	(3)取消数	H19	0	H20	0	H21	0
	(4)指定内容の変更承認数	H19	0	H20	0	H21	0
	(5)指定内容の変更届出数	H19	0	H20	0	H21	0
	(6)指導調査実施数	H19	0	H20	0	H21	0
	14. 救急救命士養成所						
	(1)課程数	H19	36	H20	38	H21	41
	(2)新規指定数	H19	2	H20	3	H21	2
	(3)取消数	H19	0	H20	1	H21	0
	(4)指定内容の変更承認数	H19	26	H20	14	H21	23
	(5)指定内容の変更届出数	H19	8	H20	13	H21	9
	(6)指導調査実施数	H19	6	H20	8	H21	4
	15. 診療放射線技師養成所						
	(1)課程数	H19	19	H20	19	H21	18
	(2)新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
	(3)取消数	H19	1	H20	1	H21	0
	(4)指定内容の変更承認数	H19	17	H20	11	H21	10
	(5)指定内容の変更届出数	H19	4	H20	3	H21	4
	(6)指導調査実施数	H19	3	H20	2	H21	0
	16. 臨床検査技師養成所						
	(1)課程数	H19	28	H20	27	H21	25
	(2)新規指定数	H19	0	H20	0	H21	0
	(3)取消数	H19	1	H20	2	H21	1

	(4) 指定内容の変更承認数	H19	13	H20	16	H21	12
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	7	H20	6	H21	11
	(6) 指導調査実施数	H19	3	H20	0	H21	2
	17. 理学・作業療法士養成施設						
	(1) 課程数	H19	337	H20	366	H21	368
	(2) 新規指定数	H19	24	H20	2	H21	0
	(3) 取消数	H19	11	H20	4	H21	8
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	271	H20	365	H21	342
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	51	H20	91	H21	75
	(6) 指導調査実施数	H19	54	H20	29	H21	73
	18. 視能訓練士養成所						
	(1) 課程数	H19	20	H20	22	H21	23
	(2) 新規指定数	H19	2	H20	1	H21	1
	(3) 取消数	H19	1	H20	1	H21	1
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	13	H20	13	H21	12
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	9	H20	9	H21	15
	(6) 指導調査実施数	H19	4	H20	2	H21	3
	19. 臨床工学技士養成所						
	(1) 課程数	H19	40	H20	43	H21	45
	(2) 新規指定数	H19	2	H20	1	H21	2
	(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	0
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	29	H20	20	H21	23
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	16	H20	25	H21	19
	(6) 指導調査実施数	H19	6	H20	4	H21	4
	20. 義肢装具士養成所						
	(1) 課程数	H19	7	H20	8	H21	8
	(2) 新規指定数	H19	1	H20	0	H21	0
	(3) 取消数	H19	0	H20	0	H21	0
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	7	H20	6	H21	6
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	2	H20	4	H21	2
	(6) 指導調査実施数	H19	0	H20	2	H21	0
	21. 言語聴覚士養成所						
	(1) 課程数	H19	46	H20	51	H21	53
	(2) 新規指定数	H19	3	H20	2	H21	1
	(3) 取消数	H19	1	H20	1	H21	1
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	61	H20	87	H21	85
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	17	H20	27	H21	22
	(6) 指導調査実施数	H19	5	H20	5	H21	10
	22. あ・は・き師等養成施設						
	(1) 課程数	H19	158	H20	177	H21	189
	(2) 新規指定数	H19	12	H20	12	H21	3
	(3) 取消数	H19	5	H20	6	H21	8
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	38	H20	60	H21	52
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	44	H20	59	H21	44
	(6) 指導調査実施数	H19	28	H20	23	H21	24
	23. 柔道整復師養成施設						
	(1) 課程数	H19	130	H20	161	H21	174
	(2) 新規指定数	H19	17	H20	11	H21	1
	(3) 取消数	H19	1	H20	3	H21	7
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	42	H20	59	H21	53
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	27	H20	31	H21	40
	(6) 指導調査実施数	H19	24	H20	30	H21	28
	24. 歯科衛生士養成所						
	(1) 課程数	H19	128	H20	138	H21	138
	(2) 新規指定数	H19	6	H20	5	H21	5
	(3) 取消数	H19	6	H20	5	H21	6
	(4) 指定内容の変更承認数	H19	70	H20	81	H21	97
	(5) 指定内容の変更届出数	H19	21	H20	34	H21	23

	(6)指導調査実施数	H19	9	H20	10	H21	10
25.	歯科技工士養成所						
	(1)課程数	H19	50	H20	52	H21	51
	(2)新規指定数	H19	0	H20	0	H21	2
	(3)取消数	H19	3	H20	0	H21	5
	(4)指定内容の変更承認数	H19	4	H20	8	H21	7
	(5)指定内容の変更届出数	H19	5	H20	19	H21	6
	(6)指導調査実施数	H19	5	H20	10	H21	2
26.	保健師助産師看護師養成所						
	(1)課程数	H19	726	H20	757	H21	759
	(2)新規指定数	H19	30	H20	21	H21	20
	(3)取消数	H19	39	H20	19	H21	14
	(4)指定内容の変更承認数	H19	326	H20	804	H21	536
	(5)指定内容の変更届出数	H19	133	H20	163	H21	210
	(6)指導調査実施数	H19	105	H20	87	H21	108
27.	栄養士養成施設						
	(1)課程数	H19	195	H20	207	H21	204
	(2)新規指定数	H19	2	H20	7	H21	3
	(3)取消数	H19	8	H20	4	H21	6
	(4)指定内容の変更承認数	H19	56	H20	63	H21	41
	(5)指定内容の変更届出数	H19	62	H20	52	H21	32
	(6)指導調査実施数	H19	27	H20	39	H21	27
28.	調理師養成施設						
	(1)課程数	H19	383	H20	407	H21	436
	(2)新規指定数	H19	5	H20	5	H21	6
	(3)取消数	H19	8	H20	8	H21	2
	(4)指定内容の変更承認数	H19	22	H20	26	H21	15
	(5)指定内容の変更届出数	H19	64	H20	29	H21	28
	(6)指導調査実施数	H19	74	H20	42	H21	36
29.	製菓衛生師養成施設						
	(1)課程数	H19	137	H20	176	H21	188
	(2)新規指定数	H19	19	H20	14	H21	7
	(3)取消数	H19	3	H20	3	H21	2
	(4)指定内容の変更承認数	H19	12	H20	17	H21	8
	(5)指定内容の変更届出数	H19	20	H20	82	H21	36
	(6)指導調査実施数	H19	32	H20	55	H21	24
	・講習会の指定・登録						
1.	食品衛生管理者資格認定講習会の登録数						
	H19	2	H20	0	H21	0	
2.	食鳥処理衛生管理者資格取得講習会の登録数						
	H19	0	H20	0	H21	1	
3.	介護技術講習会等に係る実施報告の受理数						
	H19	1,133	H20	1,083	H21	1,055	
4.	社会福祉主事資格認定講習会の事業報告書の受理数						
	H19	7	H20	6	H21	5	
5.	児童福祉司資格認定講習会の事業報告書の受理数						
	H19	1	H20	1	H21	1	
6.	社会福祉士実習演習担当教員講習会実施届の受理数						
	H19	0	H20	0	H21	2	
7.	社会福祉士実習指導者講習会実施届けの受理数						
	H19	0	H20	0	H21	4	
8.	介護教員講習会実施届の受理数						
	H19	0	H20	1	H21	3	
9.	介護福祉士実習指導者講習会実施届の受理数						
	H19	0	H20	4	H21	13	

備考	
工 程	改正を要する法令等の事項 (養成施設等の指定及び監督) ○保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士及び歯科技工士を養成する施設の指定、変更承認、指定取り消し、報告及び調査等 (具体的な内容) 上記に掲げる医療関係職種の養成施設の指定・変更承認・指定取り消しに係る申請書類の審査等の業務及び養成の適切な実施を確保するための教育方法、設備その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、実地調査等を行う。 【法律・政令】 ・保健師助産師看護師法第 42 条の 5、同法施行令第 26 条 ・理学療法士及び作業療法士法第 17 条の 2、同法施行令第 21 条 ・診療放射線技師法第 29 条の 2、同法施行令第 19 条 ・臨床検査技師等に関する法第 20 条の 2 の 2、同法施行令第 22 条 ・視能訓練士法第 20 条の 2、同法施行令第 21 条 ・臨床工学技士法第 41 条の 2 ・義肢装具士法第 41 条の 2 ・救急救命士法第 48 条の 2 ・言語聴覚士法第 45 条の 2 ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 13 条の 2、同法施行令第 15 条 ・柔道整復師法第 25 条の 2、同法施行令第 14 条 ・歯科衛生士法第 13 条の 7、同法施行令第 14 条 ・歯科技工士法第 27 条の 3、同法施行令第 21 条 等 (養成施設の指定及び監督) 社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事 【法律】 ・社会福祉士及び介護福祉士法第 7 条第 2 号、第 3 号、第 39 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号、第 40 条第 2 項第 1 号、附則 2 条 ・社会福祉法第 19 条第 1 項第 2 号 ・社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 125 号）第 3 条 【政令】 ・社会福祉士及び介護福祉士法施行令第 3 条～第 9 条、第 11 条、附則 2 条 ・社会福祉法施行令第 4 条第 4 号、第 38 条 【省令】 ・社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第 22 条第 4 項、第 28 条第 1 項、附則 2 条 ・社会福祉主事養成機関等指定規則第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 2 項、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 19 条

	(養成施設等の指定及び監督) 精神保健福祉士、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司 ・精神保健福祉士法第7条第2号及び第3号 ・精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第3条第1項、第4条第1項及び第3項、第7条、第8条、第9条～第12条 等 ・身体障害者福祉法第12条、身体障害者福祉法施行規則第20条 ・知的障害者福祉法第14条、知的障害者福祉法施行規則第3条 等 (養成施設等の指定及び監督) 保育士、児童福祉司、児童福祉施設の職員、児童自立支援専門員 【法律】 ・児童福祉法（昭和22年法令第123号）第13条、第18条の6及び第18条の7 【政令】 ・児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第5条及び第46条 【省令】 ・児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の2、第6条の8及び第49条の8 ・児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生労働省令第63号）第28条第1号、第38条第2項第1号、第43条第1号及び第82条第3号 (養成施設等の指定及び監督) 食鳥処理衛生管理者、食品衛生管理者、食品衛生監視員、製菓衛生師 (講習会の指定・登録) 食品衛生管理者資格認定講習会、食鳥処理衛生管理者資格取得講習会 法律、政省令の改正を要する。 【法律】 ・食品衛生法第48条 ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条 ・製菓衛生師法第5条 【政令】 ・食品衛生法施行令第9条、第14条～第21条、第23条～第26条、第28条～第30条、第32条～第34条 ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令第1条～第8条 ・製菓衛生師法施行令第21条～第24条 【省令】 ・食品衛生法施行規則第57条、第61条、第79条 ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第15条、第19条、第50条 ・製菓衛生師法施行規則第17条、第19条、第21条 ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第5項第4号に規定する講習会を指定する省令廃止 (養成施設等の指定及び監督)
--	---

	理容師、美容師、栄養士、調理師 【政令】 ・理容師法施行令 1 条 【省令】 ・理容師養成施設指定規則 3 条 1 項、3 条 4 項、6 条 1 項、6 条 3 項、7 条、8 条 1 項、8 条 2 項、9 条、10 条、12 条 1 項、12 条 2 項、13 条 1 項 【政令】 ・美容師法施行令 1 条 【省令】 ・美容師養成施設指定規則 2 条 1 項、2 条 4 項、5 条 1 項、5 条 3 項、6 条、7 条 1 項、7 条 2 項、8 条、9 条、11 条 1 項、11 条 2 項、12 条 1 項 【法律】 ・栄養士法第 6 条の 4、 【政令】 ・栄養士法施行令第 9 条、第 20 条、第 21 条 【省令】 ・栄養士法施行規則第 20 条の 2 【法律】 ・調理師法第 9 条の 2 【政令】 ・調理師法施行令第 1 条の 2 第 1 条の 3、第 1 条の 4、第 1 条の 5、第 16 条、第 18 条、第 19 条、 【省令】 ・調理師法施行規則第 26 条の 2
条件等の解決のための方策等	・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。
移譲の時期	・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
備考	・医療関係職種の養成施設等については、各職種の業務が国民の生命・身体に直接影響するため、当該事務権限を都道府県に移譲した場合に、実務上、その養成水準を全国統一的に確保できるかどうかの検証を行う必要がある。その検証を行っていない段階において、更に政令指定都市への移譲を検討することは拙速であり困難。

	出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（14）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の事務・権限名	生活衛生同業組合振興計画の認定	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） ○生活衛生同業組合振興計画の認定 （具体的な内容） - 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3の規定に基づき、組合又は小組合の作成した組合員たる営業者の営業の振興を図るために必要な事業に関する計画を、振興指針に適合し、かつ、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令第5条で定める基準に該当する場合において、厚生労働大臣の委任をうけて認定する。 - 認定を受けた振興計画について、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令第6条の規定に基づき変更の認定及び取消しを行う。 （条件） 業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること。	
予算の状況 （単位：百万円）	—	
関係職員数	69 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)	
事務量（アウトプット）	- 生活衛生同業組合振興計画の認定 (1) 振興計画の認定件数 H19 0 件 H20 1 件 H21 2 件 (2) 振興計画の変更認定件数 H19 55 件 H20 154 件 H21 128 件 (3) 実施状況報告書の受理件数 H19 418件 H20 476件 H21 474件	
備考		

工 程	改正を要する法令等の事項	- 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令 9 条 1 項 - 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則 15 条 1 項、16 条 1 項、30 条
	条件等の解決のための方策等	アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。

	移譲の時期	・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法令改正を行い、移譲。
	備考	

	出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（15）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の事務・権限名	複数の都道府県で活動する中小企業等共同組合（広域）の許可等	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） ○複数の都道府県を活動地区とする中小企業者による協同組合等のうち、厚生労働大臣の所管に属する事業者が組合員資格に含まれるものに対する設立認可等 （具体的な内容） ・事業協同組合等の設立・定款変更の認可 ・組合の成立・役員変更・解散等の届け出 ・事業報告書等の受理、 ・その他監督上必要な報告の徴収、検査、処分等 （条件） ・業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること。 ・移譲にあたっては、中小企業等協同組合法等の主管官庁である経済産業省との調整が必要である。	
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 22 年度予算）	
関係職員数	69 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）	
事務量（アウトプット）	・中小企業等協同組合法等 (1) 所管の組合数 H19 513 H20 567 H21 592 (2) 設立認可件数 H19 24 件 H20 23 件 H21 16 件 (3) 解散認可件数 H19 4 件 H20 9 件 H21 11 件 (4) 定款等認可件数 H19 234 件 H20 275 件 H21 262 件 (5) 立入検査件数 H19 1 件 H20 1 件 H21 1 件	
備考		

改正を要する法令等の事項	中小企業等協同組合法第 111 条、中小企業団体の組織に関する法律第 101 条の 4、中小企業団体の組織に関する法律施行令第 12 条第 2 項
--------------	---

	条件等の解決のための方策等	・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。 ・中小企業等協同組合法等の主管官庁である経済産業省との調整を行う
	移譲の時期	・条件等について地方側及び関係省庁との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
	備考	

	出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（18）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	社会福祉法人（広域）等の認可	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） ○社会福祉法人（広域）等の認可 （具体的な内容） 二以上の都道府県の区域にわたって事業を行う社会福祉法人であって、全国を単位として行われる事業、地域を限定しないで行われる事業等以外の事業を行う法人については、地方厚生局長が所轄庁として社会福祉法人の認可等を行う。具体的には以下の事務を行っている。 ・社会福祉法人の定款の認可（第31条第1項） ・社会福祉法人の定款の変更の認可（第43条） ・社会福祉法人の解散の認可（第46条） ・社会福祉法人の合併の認可（第49条第2項） 等 （条件） 業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること	
予算の状況 （単位：百万円）	社会福祉法人認可事務運営等経費 0.65百万円の内数(平成22年度予算)	
関係職員数	24人以内数(平成22年7月1日現在)	
事務量（アウトプット）	1. 所管社会福祉法人数 H19 149 法人 H20 241 法人 H21 264 法人(暫定) 2. 定款変更認可件数 H19 105 件 H20 135 件 H21 171 件 3. 基本財産処分の承認 H19 13 件 H20 15 件 H21 16 件 4. 基本財産担保提供の承認 H19 1 件 H20 12 件 H21 10 件 5. 寄付金募集の許可件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件	
備考		

工 程	改正を要する法令等の事項	・社会福祉法第30条 ・社会福祉法施行規則第13条 ・社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日、社援第2618号）
--------	--------------	---

	条件等の解決のための方策等	・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。
	移譲の時期	・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
	備考	

	出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（20）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	消費生活協同組合（広域）の許可、認可及び承認	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） ○消費生活協同組合（広域）の許可、認可及び承認 （具体的な内容） ・消費生活協同組合に係る許認可等 ① 組合の設立及び解散認可 ② 定款・共済事業規約等の変更認可 ③ 員外利用の許可 ・消費生活協同組合に対する指導・監督 （条件） 業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること	
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等費 38百万円の内数(平成22年度予算)	
関係職員数	69人以内(平成22年7月1日現在)	
事務量（アウトプット）	1. 所管組合数 H19 47件 H20 46件 H21 51件 2. 定款変更の認可 H19 9件 H20 38件 H21 17件 3. 合併認可 H19 0件 H20 0件 H21 2件 4. 解散認可 H19 0件 H20 0件 H21 1件 5. 契約者割戻準備金積立の承認 H19 0件 H20 1件 H21 1件	
備考		

工 程	改正を要する法令等の事項	・消費生活協同組合法第97条、第97の4 ・消費生活協同組合法施行規則第255条
	条件等の解決のための方策等	・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。

	移譲の時期	・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
	備考	

	出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（22）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	精神保健指定医の指定に関する事務（指定証の交付等）	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） ○精神保健指定医の指定に関する事務（指定証の交付等） （具体的な内容） ・都道府県を経由して提出される新規申請受付、申請書類の確認 ・指定医証の交付、指定医証の更新に関する手続き ・指定医証の紛失、氏名の変更等に対する再発行の手続き ・死亡届、辞退届の受理及びその旨の通知 等 （条件） 業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること	
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 22 年度予算）	
関係職員数	69 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）	
事務量（アウトプット）	1. 指定医の証の発行（新規） H19 567 件 H20 617 件 H21 484 件 2. 指定医の証の発行（更新等） H19 2,741 件 H20 2,269 件 H21 1,994 件 3. 指定医の証の再発行 H19 88 件 H20 80 件 H21 80 件 4. 指定医の取消 H19 3 件 H20 2 件 H21 2 件 5. 指定不適格者への通知 H19 35 件 H20 30 件 H21 38 件 6. 辞退届・死亡届の受理 H19 41 件 H20 44 件 H21 35 件	
備考		

工 程	改正を要する法令等の事項	精神保健福祉法施行令第 2 条の 2 精神保健福祉法施行規則第 41 条
	条件等の解決のための方策等	・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。

	移譲の時期	・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法令改正を行い、移譲。
	備考	

	出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（23）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） ○戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の特別買上償還に関する証明書の発行 （具体的な内容） 特別買上償還とは、国が戦没者等の遺族に対して弔慰の意をもって発行する国債等を被交付者が生活に困窮している場合に限り、本来一定の期間をかけて償還を受けるところを一括して償還を行うもの。 特別買上償還は、例外的な取扱いであることから、特別買上償還が必要であることについて、下記の手続を経て、地方厚生局長が証明書を発行している。 ・特別買上償還を希望する者から、同人が生活困窮者である旨の証明書（福祉事務所が発行）の提出を受ける。 ・地方厚生局において、当該者に係る国債が現に存在することを都道府県に確認を行う。 （条件） 業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること。
予算の状況 （単位：百万円）	共通経費等の内数（平成 22 年度予算）
関係職員数	69 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）
事務量（アウトプット）	・証明書交付件数 H19 2,254件 H20 1,657件 H21 839件
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項 ・戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和 38 年法律第 61 号）第 4 条第 4 項 ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和 40 年法律第 100 号）第 5 条第 4 項 ・戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和 41 年法律第 109 号）第 4 条第 4 項 ・戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和 42 年法律第 57 号）第 5 条第 4 項 ・戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和 38 年政令第 125 号）第 4 条 ・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和 40 年政令第 183 号）第 4 条 ・戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和 41 年政令第 227 号）第 5 条 ・戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令（昭和 42 年政令第 188 号）第 4 条
--------	--

条 件 等 の 解 決 の た め の 方 策 等	・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。
移譲の時期	・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
備考	・指定都市に移譲した場合、特別買上償還を希望する者に係る国債が誤裁定である等により裁定が取消されていないことを、都道府県に確認する事務が指定都市に新たに生じることになる。

	出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（24）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	医師等の臨床研修施設等の指導監督	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（委譲する事務・権限名） ○医師等の臨床研修施設等の指導監督 ※ 当該指導監督は、任意の検査であり法令等に基づき行うものではないため、事務にあたる。 （具体的な内容） ・臨床研修施設として臨床研修を行う施設の実地調査 ・既に臨床研修施設として指定されている施設の実地調査 ・各種手続き（年次報告等）の事務処理 等 （留意点） ・病院より報告のあった情報は、厚生労働省で管理して一般に公開している「臨床研修プログラム検索サイト」に反映させることも行っており、各都道府県が報告書の受理等により検認した情報を当サイトに反映させるためのシステム改修を行う必要があり、委譲に当たっては一定の期間が必要である。 （条件） ・業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること ・当該項目については「権限」ではなく「事務」のみの移譲であるため、都道府県において確実に行っていただく必要がある	
予算の状況 （単位：百万円）	臨床研修病院指導等経費 5百万円(平成22年度予算)	
関係職員数	70人の内数(平成22年7月1日現在)	
事務量（アウトプット）	1. 医師 (1) 臨床研修病院指定数 H19 1,899 H20 1,996 H21 2,017 (2) 臨床研修病院の新規指定申請に係る審査件数 H19 168件 H20 101件 H21 48件 (3) 臨床研修プログラムの変更審査件数 H19 401件 H20 530件 H21 1,106件 (4) 既指定臨床研修病院 H19 50 H20 41 H21 41 (5) 医籍登録件数 H19 6,894件 H20 7,354件 H21 7,180件 2. 歯科医師 (1) 臨床研修病院指定数 H19 1,317 H20 1,424 H21 1,533 (2) 臨床研修病院の新規指定申請に係る審査件数	

	H19 86 件 H20 107 件 H21 93 件 (3)臨床研修プログラムの変更審査件数 H19 80 件 H20 107 件 H21 93 件 (4)既指定臨床研修病院 H19 44 件 H20 51 件 H21 51 件 (5)医籍登録件数 H19 2,564 件 H20 2,341 件 H21 2,230 件
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	・なし (任意の検査であり、法令等に基づき行う強制的なものではない。)
	条件等の解決のための方策等	【条件等解決のための方策】 以下の観点について、地方と協議を行う。 ・当該項目については「権限」ではなく「事務」のみの移譲であるため、都道府県において確実に行っていただく必要がある。 ・現在、地方厚生局においては、「臨床研修審査専門官」(医師・歯科医師)を配置して臨床研修病院の指導監督を行っている。都道府県においても、臨床研修施設を適正に指導するために、医・歯学的知見を持った者が業務を行うように、人員を確保していただく必要がある。
	移譲の時期	・条件等について地方側との調整完了後、「臨床研修プログラム検索サイト」のシステム改修の期間を経て地方に移譲。
	備考	

	出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（25）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の事務・権限名	総合衛生管理製造過程（HACCP）の承認等	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） ○総合衛生管理製造過程の承認等（海外施設の承認等及び製造基準の例外承認等を除く。） （具体的な内容） ・総合衛生管理製造過程による製造、加工の承認 ・総合衛生管理製造過程に関する変更の承認 ・総合衛生管理製造過程の取消 ・総合衛生管理製造過程の更新の承認 ・総合衛生管理製造過程承認施設の立入及び指導等に関する事項 ※ただし、海外施設の承認等及び製造基準の例外承認等を除く。 （条件） ・総合衛生管理製造過程の承認制度は我が国における食品の衛生管理の向上に加え、国際的な動向を踏まえ、HACCP手法の普及を政策的に促進する観点から導入されたものである。この趣旨を踏まえ、各自治体はその普及について積極的に促進することが求められる。 ・業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること	
予算の状況 （単位：百万円）	食品衛生の試験検査等に必要経費 28 百万円の内数(平成 22 年度予算)	
関係職員数	46 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)	
事務量（アウトプット）	1. 総合衛生管理製造過程承認施設数 H19 572 件 H20 559 件 H21 564 件 2. 新規承認件数 H19 23 件 H20 18 件 H21 31 件 3. 変更承認件数 H19 73 件 H20 53 件 H21 29 件 4. 更新承認件数 H19 217 件 H20 303 件 H21 86 件 5. 承認施設の立入調査 H19 532 件 H20 497 件 H21 565 件	
備考		

改正を要する法令等の事項	法律、省令の改正を要する。 【法律】 ・食品衛生法第 13 条
--------------	---

		【省令】 ・食品衛生法施行規則第14条～第16条 ・乳及び乳製品の成分規格に関する省令第4条～第6条
	条件等の解決のための方策等	アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保（普及促進の観点など）について、地方と協議を行う（説明会の開催など）。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
	備考	

	出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（27）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	指定検査機関の指定等 （食鳥検査法の指定検査機関）	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） ○指定検査機関の指定等 （具体的な内容） ・指定検査機関の指定 ・指定検査機関の役員又は検査員の解任の命令 ・指定検査機関の役員の選任又は解任の認可 ・指定検査機関の業務規定の認可 ・指定検査機関事業計画等の認可 ・指定検査機関に対する監督命令 ・指定検査機関の業務の休廃止の許可 ・指定検査機関の指定の取消し及び食鳥検査業務の停止 ・指定検査機関の立入及び指導等 （条件） ・業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること。 ・現状の指定権限をそのまま移管した場合には、指定検査機関を管轄する自治体は、域外の自治体が委任した食鳥処理場の検査についても事務（指定検査機関が検査を適正に行っているかの監督等）に当たらなければならないため、指定及び委任の制度の見直しを含め検討が必要である。	
予算の状況 （単位：百万円）	食品衛生の試験検査等に必要経費 28 百万円（平成 22 年度予算）	
関係職員数	46 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）	
事務量（アウトプット）	1. 指定検査機関数 H19 18 機関 H20 17 機関 H21 16 機関 2. 新規登録件数 H19 0 機関 H20 0 機関 H21 0 機関 3. 事業計画の認可件数 H19 18 機関 H20 17 機関 H21 16 機関	
備考		

工 程	改正を要する法令等の事項	法律、省令の改正を要する。 【法律】 ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 2 1 条～第 2 4 条、第 2 6 条、第 2 8 条、第 2 9 条、第 3 1 条～第 3 5 条 【省令】
--------	--------------	---

		・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第34条、第35条、第40条～第42条、第44条、第45条、第50条 ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条第1項に規定する指定検査機関を指定する省令廃止
	条件等の解決のための方策等	・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。 ・指定及び委任の制度の見直しを含め国で検討を行う。
	移譲の時期	制度の見直しを含め検討を行い、条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
	備考	

	出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（28）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の事務・権限名	健康増進法に基づく虚偽誇大広告等規制の勧告及び命令	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	健康増進法において、食品として販売に供される物に関して、健康の保持増進の効果等について、著しく事実に相違又は著しく人を誤認させる広告を禁止しており（法 § 32 の 2）、これに違反して表示した者がある場合において、国（消費者庁長官・地方厚生局長）が勧告（法 § 32 の 3(1)）、命令（法 § 32 の 3(2)）を行うことができるとなっている。 具体的には、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがある場合、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告を行うことができ、さらに、正当な理由なく、勧告に係る措置をとらなかった場合、その者に対し当該勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。 （条件） 業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること
予算の状況 （単位：百万円）	食品の安全対策等に必要な経費 2 百万円の内数（平成 22 年度予算）
関係職員数	46 人の内数（平成 22 年 7 月 1 日現在）
事務量（アウトプット）	1. 相談及び指導件数 H19 434 件 H20 315 件 H21 201 件 2. 立入検査件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件 3. 収去件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件 4. 勧告件数 H19 0 件 H20 0 件 H21 0 件
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	- 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に都道府県が処理する事務に関する条項の追加改正 - 健康増進法施行令（平成 14 年第 361 号）に都道府県が処理する事務に関する条項の追加改正
	条件等の解決のための方策等	・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。

	移譲の時期	・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
	備考	

	出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（34）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の事務・権限名	医療監視（特定機能病院の指導監督及び緊急時における医療監視）	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） ○特定機能病院の報告徴収・立入検査 （医療法第25条第3項及び第4項） ○緊急時における報告徴収・立入検査 （医療法第71条の3） （具体的な内容） 立入検査として、以下を実施 ・医療安全に関する事項、 ・院内感染対策に関する事項、 ・医薬品の安全管理体制に関する事項、 ・医療機器の保守点検・安全使用に関する事項、 ・血液製剤・輸血にかかる管理体制、 ・職員健康診断に関する事項 等 （条件） ・業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること ・特定機能病院に対する適正かつ効率的な立入検査等を実施すること ・緊急時における病院等に対する適正かつ効率的な立入検査等を実施すること	
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等経費の内数 38百万円（平成22年度予算）	
関係職員数	104人以内数（平成22年7月1日現在）	
事務量（アウトプット）	1. 特定機能病院数 H19 82 H20 83 H21 83 2. 立入検査実施件数 H19 82件 H20 83件 H21 83件	
備考		

工 程	改正を要する法令等の事項	・医療法第25条第3項及び第4項、第71条の3 等
	条件等の解決のための方策等	・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。

		・ 特定機能病院に対する適正かつ効率的な立入検査等を実施するためには、特定機能病院の特殊性にかんがみ、以下の方策が必要。 ①指導監督の実施基準は国が策定する。 ②都道府県が実施した特定機能病院に対する指導監督の内容や結果等については、国に情報提供する。 ③国が、必要があると認めるときは、都道府県に対して、特定機能病院に指導監督を行うことを指示することを可能とする。 ・ 緊急時における病院等に対する適正かつ効率的な立入検査等を実施するためには、以下の方策が必要。 ①国が、国民の健康を守るため緊急の必要があると認めるときは、都道府県に対して、病院等に立入検査等を行うことを指示することを可能とする。 ②国の指示により都道府県が実施した病院等に対する立入検査等の内容や結果等については、国に情報提供する。
	移譲の時期	・ 移譲の要件の具体化に向けて検討を行い、それが図られたところで、制度の見直しを行い、権限を移譲する。
	備考	

	出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（35）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	介護保険・サービスに関する指導	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） ○介護保険・サービスに関する指導 （具体的な内容） ・市町村（指定都市・中核市を除く。）が行う介護サービス事業所の指定及び指導監督事務並びに保険事務、認定事務等に関する指導 ・市町村（指定都市・中核市を除く。）との合同による地域密着型サービス事業者等に対する実地指導 ・国民の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認める場合に行う特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設等に対する監査等 ・事業所が複数都道府県にまたがって所在する場合の業務管理体制に関する事業者からの届出の受理及び検査の実施（※） ・市町村が行う業務管理体制事務に関する指導 （条件） ① 適正な介護保険制度運営の確保の観点から、都道府県において、市町村に対する適時適切な指導が実施可能となるよう、介護保険制度を熟知した人員体制及び予算を確保することが必要。 ② ※については、人員体制を確保するとともに、介護サービス事業所を全国展開している事業者に対して、関係都道府県の役割分担を明確にするなど緊密に連携し、支障なく適正かつ効率的に事務が実施される体制を築く必要がある。なお、関係都道府県の役割分担を明確にするにあたり、介護サービス事業者の事務負担が過重にならないよう、配慮する必要がある。 また、本業務は、広域的に行うことが必要であり、必ずしも一つの地方厚生局の範囲に収まるものでもないため、移譲にあたっては全国一律での対応が必要。 ③ 介護保険制度の適正な運営及び利用者保護の観点から、緊急時又は全国規模の問題等が生じた場合など、国が必要と認めるときは、権限移譲後においても、国による総合調整等が実施可能となるよう関係法令に規定する必要がある。 ④ 介護保険関係法令に、上記①～③を確実に担保するためにも、各都道府県並びに市区町村の権限の範囲や相互連携等に係る諸規定の整備が不可欠となる。
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等経費（平成 22 年度予算） 38 百万円の内数
関係職員数	24 人以内（平成 22 年 7 月 1 日現在）
事務量（アウトプット）	1. 介護保険者に対する実地指導件数 H19 174 件 H20 191 件 H21 144 件

	2. 介護サービス事業者等に対する実地指導件数 H19 183 件 H20 193 件 H21 144 件
備考	

工 程	改正を要する法令等の事項	介護保険法第115条の32、第197条 等
	条件等の解決のための方策等	・都道府県において、介護保険制度を熟知した人員体制及び予算の確保が必要 →都道府県における介護保険制度を熟知した人員体制及び予算の確保について、地方と協議を行う。 ・事業所が複数都道府県にまたがって所在する場合の業務管理体制に関する事務について、関係都道府県の役割分担を明確にするなど緊密に連携し、支障なく適正かつ効率的に事務が実施される体制の構築が必要 →都道府県間の役割分担など支障なく適正かつ効率的に事務が実施される体制の構築について、地方と協議する ・緊急時又は全国規模の問題が生じた場合など、国による総合調整が実施可能となるよう関係法令に規定することが必要 →国による総合調整を規定することについて、地方と協議する
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
	備考	

	出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（43）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	消費生活協同組合の検査指導	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） ○消費生活協同組合の検査指導 （具体的な内容） 消費生活協同組合が法令等を遵守しているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、業務・会計の状況に関し、報告徴収や検査等を行うとともに、消費生活協同組合が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められるときは、必要な措置を採るべき旨や業務の停止等を命じることができる。具体的には以下の事務を行っている。 ・消費生活協同組合に対する報告徴収 ・消費生活協同組合に対する資料提出の要求 ・消費生活協同組合に対する検査 ・消費生活協同組合に対する措置命令 等 （条件） 業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること	
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等費 38百万円の内数(平成22年度予算)	
関係職員数	43人以内(平成22年7月1日現在)	
事務量（アウトプット）	・立入検査件数 H19 9件 H20 10件 H21 22件	
備考		

工 程	改正を要する法令等の事項	・消費生活協同組合法第97条、第97の4 ・消費生活協同組合法施行規則第255条
	条件等の解決のための方策等	・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。
	移譲の時期	・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。

	備考	
--	----	--

	出先機関名：厚生労働省地方厚生（支）局	整理番号（44）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	社会福祉法人の指導監査	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） ○社会福祉法人の指導監査 （具体的な内容） 社会福祉法人が法令等を遵守しているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、業務・会計の状況に関し、報告徴収や検査等を行うとともに、社会福祉法人が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められるときは、必要な措置を採るべき旨や業務の停止等を命じることができる。具体的な業務は以下の事務を行っている。 ・社会福祉法人に対する報告徴収、検査及び業務停止命令等（第 56 条 1 ～ 3 項） ・社会福祉法人の解散命令（第 56 条第 4 項） ・公益事業又は収益事業の停止命令（第 57 条） 等 （条件） ・業務を適時適切に実施することの可能な人員体制が整備されること ・2以上の都道府県の区域にわたる社会福祉法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監査事務が実施されることが必要。	
予算の状況 （単位：百万円）	監視監査指導等費 38百万円の内数(平成 22 年度予算)	
関係職員数	24 人の内数(平成 22 年 7 月 1 日現在)	
事務量（アウトプット）	・社会福祉法人に対する指導監査 H19 35件 H20 53件 H21 79件	
備考		

工 程	改正を要する法令等の事項	・社会福祉法第 56 条 ・社会福祉法人の認可について（平成 12 年 12 月 1 日、社援第 2618 号） ・国が所轄庁である社会福祉法人に対する指導監査の実施について(平成 13 年 10 月 5 日、社援総発第 9 号)
	条件等の解決のための方策等	・アクションプランに記載されているとおり、国から地方への人材の移管等も含め、技術や専門性を有する人員体制の確保について、地方と協議を行う。 ・2以上の都道府県の区域にわたる社会福祉法人の場合に、都道府県間で緊密な連携体制が構築され、また、都道府県間で役割分担が適切になされることにより、適正かつ効率的な指導監査事務が実施されることを確認するため地方と協議を行う。

	移譲の時期	・条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲。
	備考	

	出先機関名：地方農政局等	整理番号（12）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の事務・権限名	農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する事務	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	【移譲する業務】 農産物検査法に定める登録検査機関の指導・監督その他の農産物検査に関する以下の業務であって、農産物検査を行う区域が一都道府県域内である登録検査機関の登録、都道府県域内の関係業者等に対する立入調査等の業務について、都道府県へ権限を移譲・付与する。 ・登録検査機関の登録・更新（法第17条から法第19条まで及び法第21条） ・登録検査機関からの農産物検査結果の報告の受理（法第20条第3項） ・農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者、登録検査機関等に対する立入調査等（法第30条、法第31条） ・登録検査機関に対する適合命令、改善命令、登録の取消し等（法第22条から法第24条まで及び法第32条） ・農産物検査の受検者の不正受検に対する処置（法第16条） ・農産物検査に係る申出の受理及び措置（法第33条） 【具体的な業務内容】 移譲する業務の具体的な内容はそれぞれ次のとおり。 ①農産物の登録検査機関に関する登録等の業務 ・登録検査機関の登録・更新（5年ごと）・変更の登録 ②農産物検査の適正な実施を確保するための監視業務 ・農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者、登録検査機関等に対する立入調査等 ・登録検査機関に対する適合命令、改善命令、登録の取消し等 【移譲に当たっての条件等】 1 並行権限 都道府県域内の農産物の生産者、輸入業者、売買取引業者、倉庫業者、登録検査機関等に対する立入調査等については、国の並行権限を残すこととする。 2 人材等の整備 移譲に当たっては、農産物検査の専門知識を要する者の確保・育成が必要。 3 その他の業務 農産物の登録検査機関に関し、次の事務について国へ報告する。 ・農産物検査の結果（定期） ・登録検査機関の登録・更新の状況（随時） ・登録検査機関に対する適合命令、改善命令、登録の取消し等の措置状況（随時） ・農産物検査に係る申出の措置状況（随時）
----------------------------	---

予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	258人の内数
事務量（アウトプット）	・登録検査機関の登録・更新 ⇒登録検査機関：約1,500機関（うち県域：1,300機関） ・登録検査機関からの検査結果報告取りまとめ ⇒登録検査機関：約1,500機関（うち県域：1,300機関） （米：年20回、麦：年16回、大豆：年6回 等） ・農林水産大臣による改善命令、適合命令、登録取消し等（平成13年度以降計8件） ⇒登録検査機関等に対する立入調査等：年間約2700回（うち県域約2500回） ・農産物検査法違反業者の告発（平成13年度以降 計4件）
備考	移譲後の国の役割 ・農産物検査規格の設定・改廃（銘柄設定・改廃を含む） ・農産物検査規格の品位規格における検査標準品の作製・配布（作製点数:約1,500セット） ・複数の都道府県を区域とする登録検査機関に係る登録等の業務

工 程	改正を要する 法令等の事項	農産物検査法（同法施行令、同法施行規則等の関係法規を含む。）の改正を必要とする。なお、法改正は一括法で行われる必要。
	条件等の解決 のための方策 等	本権限の移譲及び人員の移管については、地方との協議及び調整が必要であり、地域主権改革全体の中で検討されることが不可欠。 特に、都道府県における農産物検査に係る専門知識を要する人材の確保、育成の方法等について、地方との協議及び調整が必要である。 また、人材の育成に当たっては、実務面の知識習得等に一定の期間を要することに留意する必要。
	移譲の時期	・地方との協議・調整の完了後、法案提出。（法改正は一括法で行われる必要。） ・法案成立後、一定の移行期間を設け、円滑な移譲を図る。
	備考	

	出先機関名：地方農政局	整理番号（18, 19）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	・食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する助成） ・食品産業その他の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関する事務（民間に対する広報啓発）	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） 容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等 ※ 一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県に付与。 （具体的な内容） 1 容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法に基づく報告徴収・立入検査等の以下の業務であって、一の都道府県内で完結する事業者に関するものを都道府県に付与する。ただし、国においても引き続き事務・権限を実施する。 ○省エネ法関係 ・指導及び助言（法第6条及び法第60条） ・報告徴収及び立入検査（法第87条第3項及び第9項） ○容器包装リサイクル法関係 ・報告徴収（法第39条） ・立入検査（法第40条） ○食品リサイクル法関係 ・報告徴収及び立入検査（法第24条第1項～第3項） 2 具体的な業務の内容は、以下のとおり。 ○省エネ法関係 ・工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適確な実施を確保するため必要があると認めるときに実施できる、指導及び助言。 ・規定の施行に必要な限度で行うことができる、特定事業者等に対するエネルギーの使用状況等に関する報告徴収及び工場等への立入検査。 ○容器包装リサイクル法関係 ・法律の施行に必要な限度において行うことができる、特定事業者に対する報告徴収及び事務所、工場等への立入検査。 ○食品リサイクル法関係 ・法律の施行に必要な限度において行うことができる、食品関連事業者等に対する報告徴収及び事務所、工場等へ立入検査。 なお、容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法の制度等に係る民間に対する広報啓発については、特段、事務・権限を移譲しなくても都道府県において実施しうるものである。 【事務・権限の付与に当たっての条件等】
----------------------------	---

	1 国においても引き続き事務・権限を実施。 2 国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることが必要。 3 関係法の改正は一括法で行われる必要。
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	1 1 9 人の内数
事務量 (アウトプット)	省エネ法関係… 指導件数 【工場】 19 年度 184 20 年度 67 21 年度 46 【荷主】 19 年度 — 20 年度 — 21 年度 14 報告徴収件数 【工場】 19 年度 184 20 年度 67 21 年度 46 【荷主】 19 年度 — 20 年度 — 21 年度 14 立入検査件数 【工場】 19 年度 3 20 年度 16 21 年度 16 【荷主】 19 年度 — 20 年度 — 21 年度 0 ※ 荷主に係る指導、報告徴収及び立入検査は 21 年度から実施。 容器法関係… 報告徴収件数 : 19 年度 0 20 年度 407 21 年度 0 立入検査件数 : 19 年度 4 20 年度 0 21 年度 0 食リ法関係… 報告徴収件数 : 19 年度 98 20 年度 0 21 年度 0 立入検査件数 : 19 年度 0 20 年度 0 21 年度 0 ※ 定期報告は 20 年度から実施。 ※上記業務量については、全国の出先機関における業務量の総計であり、各都道府県における業務量は、この内数となる。
備考	共管省庁との調整が必要。

工 程	改正を要する法令等の事項	容器包装リサイクル法、食品リサイクル法及び省エネ法（これらの法律に係る施行令、施行規則等の関係法規を含む。）の改正を必要とする。なお、法改正は一括法で行われる必要。
	条件等の解決のための方策等	本権限の移譲については、地方との協議及び調整が必要であり、地域主権改革全体の中で検討されることが不可欠。 特に、事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査等を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることが前提であり、当該内容について、地方との協議及び調整が必要。
	移譲の時期	・地方との協議・調整の完了後、法案提出。（法改正は一括法で行われる必要。） ・法案成立後、一定の移行期間を設け、円滑な移譲を図る。
	備考	

	出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（４）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	商工会議所に係る許認可・監督に関する事務	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲を検討する事務・権限名） 商工会議所法に基づく定款変更の認可 （具体的な内容） 商工会議所法に基づく以下定款事項の変更の認可。 １．目的 ２．名称 ３．事業 ４．地区 ５．事務所の所在地 ６．会員たる資格に関する事項 ７．会員の加入及び脱退に関する事項 ８．会員の権利及び義務に関する事項 ９．会費に関する事項 １０．法定台帳に関する事項 １１．負担金に関する事項 １２．役員に関する事項 １３．議員に関する事項 １４．議員総会に関する事項 １５．常議員会に関する事項 １６．部会に関する事項 １７．事務局に関する事項 １８．経理に関する事項 １９．事業年度 ２０．公告の方法 その他任意に定款に記載された事項 ※上記の定款変更認可事項のうち、５．９．１０．１１．１６．１７．１９．２０及び「その他任意に定款に記載された事項」については、既に都道府県知事に委任されている。
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	６８人の内数

事務量（アウトプット）		平成１９年度	平成２０年	平成２１年
	合併認可	１	１	１
	設立認可	０	０	１
	定款変更の認可	９８	４６	３６
備考				

工 程	改正を要する法令等の事項	「商工会議所法」の改正 「商工会議所法施行令」の改正 「商工会議所法施行規則」の改正
	条件等の解決のための方策等	所要の規制緩和（副会頭や議員定数をはじめとする法令・通達上の諸規制の可能な限りの緩和、届出制への変更等）を含めて検討することが必要。
	移譲の時期	条件等について地方側及び日商との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
	備考	指定都市に権限移譲を行った場合、都道府県との間で権限の重複関係が生じることから、当該事案について都道府県と指定都市との間で調整・合意されることが前提

	出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（7）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の事務・権限名	工業標準化法（J I S法）に基づく事業所への立入検査等の事務	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県内にのみ事業所等がある認証製造業者等に対する工業標準化法（J I S法）に基づく報告徴収・立入検査（併行権限） （具体的な内容） J I S制度は、国内に流通する鋳工業品の品質、安全度等を統一することにより、品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、私用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与すること等を目的としている。 当該事務・権限は、J I Sマークの認証を受けた認証製造業者等に対し、必要に応じて報告徴収、立入検査を実施するもの。 （報告徴収・立入検査を実施する場合） ・認証製造業者等がJ I Sマークを表示した鋳工業品の規格不適合について信憑性の高い情報が寄せられた場合 ・登録認証機関の認証業務が不適切であり、結果として当該登録認証機関が認証した製品等の規格不適合が疑われる信憑性の高い情報が寄せられた場合 ・その他法の適切な執行のため必要と判断された場合 等に、必要に応じて実施。	
予算の状況 （単位：百万円）	—	
関係職員数	1 2 8 人の内数	
事務量（アウトプット）	・認証製造業者等に対する立入検査約110 件／年※ 等 ※経済産業局のみの事務量（19～21 年度）	
備考		

工 程	改正を要する法令等の事項	「工業標準化法」の改正 「工業標準化法に基づく認証機関等に関する政令」の改正 「都道府県知事の報告に関する省令」の制定
	条件等の解決のための方策等	・法の規制をより機動的に執行する観点から権限を付与するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有する製造業者等であっても、J I Sマークが表示された鋳工業品の規格不適合品が国内で広く流通するおそれがあり、全国的かつ緊急の対応が必要となることもあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。（併行権限） ・当該報告徴収・立入検査は対象となる鋳工業品のJ I S規格への適合性及び製造業者等の品質管理体制について、高度な技術的知見に基づく確認が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。

	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
	備考	

	出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（１１－１）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の事務・権限名	中小企業の取引の適正化、事業活動の機会の確保に関する事務 ・下請代金法に基づく検査、勧告等	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	下請代金法の執行に当たっては、全国約 4 万 5 千社の親事業者及び全国約 20 万 5 千社の下請事業者に対する書面調査を中小企業庁が実施。移譲を検討するのは、同書面調査等の結果に基づき、中小企業庁が立入検査対象として選定した親事業者に対する立入検査並びに親事業者及び下請事業者からの取引に関する報告徴収。(併行権限) (立入検査・報告徴収を実施する場合具体的なケース) ・ 書面調査により下請代金法の違反行為を行っている可能性が高いと認められた場合 ・ 下請事業者から、親事業者について下請代金法の違反行為を行っている可能性がある旨の申告があった場合 ・ その他、下請代金法の執行に当たって必要があると認められる場合等に、必要に応じて実施。			
予算の状況 (単位:百万円)	－			
関係職員数	1 4 1 人の内数			
事務量 (アウトプット)	20 年度	21 年度	22年度	
	下請事業者からの申告	35 件	43 件	30件
	立入検査等	829 社	777 社	937社
	改善指導	743 社	715 社	870社
備考	下請代金法は公正取引委員会所管の法律であることから、別途公正取引委員会との調整が必要。公正取引委員会からは、下請法の執行については、統一的かつ中立的な執行、専門性の確保が必要であり、上記の事務・権限を地方経済産業局から地方自治体に移譲することに、反対の旨の意見あり。(別添参照)			

工 程	改正を要する法令等の事項	・ 下請代金支払遅延等防止法の改正 ・ 下請代金支払遅延等防止法施行令の改正 ・ 省令等の制定
	条件等の解決のための方策等	・ 親事業者等の事業範囲は広範囲にわたることが多く、都道府県域を越えて事業展開を行っている場合が少なくないことから、そのような場合に対応するために地方経済産業局においても引き続き報告・検査を実施すること。（併行権限） ・ 都道府県が行う報告・検査の範囲等、移譲にあたり整理すべき事項について地方との協議が必要。

	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、法案等を提出し、法案成立後に移譲。
	備考	

(別 添)

平成 23 年 5 月 30 日

公正取引委員会

地方経済産業局の下請法に係る調査権限・事務の地方移譲について

下請法違反事件は中小企業からの申告が期待されない特徴があるため、効率的に違反被疑事実を発掘すべく、全国一律一斉に定期書面調査を実施しており、従来、公正取引委員会と中小企業庁とで分担して行ってきました。

また、違反事件調査の結果、重大な事案に対しては公正取引委員会が勧告措置を採るものであり、さらに、違反事業者が勧告に従わない場合には独占禁止法の規定の適用があり得るものです。そのため、下請法の執行については、統一かつ中立的な執行、専門性の確保が必要であり、したがって、標題の権限・事務を地方経済産業局から地方自治体に移譲することに、反対いたします。

	出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（１３）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	中小企業の交流又は連携及び組織に関する事務 ・中小企業団体法に基づく協業組合の設立認可、報告、立入検査等 ・中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立認可、報告、立入検査等	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する許認可等 （具体的な内容） 一の都道府県を区域とする、鉱業、石油製品販売業、石炭販売業に係る協業組合、洋食器たる陶磁器又はおもちゃたる陶磁器の製造業、織物（幅が十三センチメートル未満のものを除く）の製造業、メリヤス生地又はメリヤス製品の製造業、布製の衣料品（和装用のものを除く）の製造業、製綿業、織物・メリヤス生地・メリヤス製品又は布製の衣料品の卸売業、硫黄鉱業、石油製品販売業、石炭鉱業、石炭販売業に係る商工組合・商工組合連合会の設立認可、定款変更認可、報告徴収、立入検査、改善命令等。
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	２０７人の内数
事務量（アウトプット）	○経済産業局の所管組合数：２,５３６件（平成２１年度末） （参考）組合の総数 ３７,２２２件　うち都道府県の所管組合数 ２７,９９８件 ○経済産業局における手続き件数： １９年度 ３,５７０件　２０年度 ７,３８２件　２１年度 ４,２５９件 うち、決算関係書類等の受理２,１４５件、役員の変更届出の受理１,１６０件、定款変更の認可８３１件（平成２１年度）
備考	本法に基づく中小企業組合の認可等の事務を行う国の地方支分部局のうち、国税局や財務局については、国の責任で引き続き事業を実施すべきとの観点から、今回の仕分けの対象外となっている。

工 程	改正を要する法令等の事項	「中小企業団体の組織に関する法律施行令」の改正
	条件等の解決のための方策等	—
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲

	備考	指定都市に権限移譲を行った場合、都道府県との間で権限の重複関係が生じることから、当該事案について都道府県と指定都市との間で調整・合意されることが前提
--	----	--

	出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（16-2）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	割賦販売法に基づく前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者、包括クレジット事業者、個別クレジット事業者に対する許可・登録、立入検査、処分等に関する事務	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県にのみ事業所等があるクレジット業者に対する割賦販売法に基づく報告徴収・立入検査（併行権限） （具体的な内容） 割賦販売法（以下「法」という。）は、割賦販売等にかかる取引の健全な発展、購入者等の利益の保護、商品等の流通及び役務の提供の円滑化を目的として、クレジット業者の登録、消費者に対する過剰な与信を防止するための支払可能見込額調査、消費者の利益の保護を図るために必要な内部管理体制整備等を義務付けている。 付与を検討することとしているクレジット業者に対する報告徴収・立入検査は、これらの規制の実効性を確保するために実施するもの。 （報告徴収・立入検査を実施する場合） ・外部からの情報等を端緒として法令違反の可能性がある事業者に対して事実関係を確認する必要がある場合 ・割賦販売法に基づく登録クレジット事業者全てを対象として、法令遵守体制や財務状況などの業務の実態を確認するために行う場合 ・包括クレジット業者等において、クレジットカード番号等の漏えい等があり、二次被害の状況、規模等からみて当該包括クレジット業者の法令遵守体制などの業務の実態を確認する必要がある場合 ・その他、事業者に対して事実関係を確認する必要がある場合等に、必要に応じて実施。	
予算の状況 （単位：百万円）	—	
関係職員数	102人の内数	
事務量（アウトプット）	○前払式割賦販売・前払式特定取引業者に関する事務 ・新規許可件数0件、立入検査件数約100件、（平成19～21年度の平均値） ○包括クレジット業者に関する事務 ・更新登録件数272件（※）、立入検査件数約50～60件、（更新登録は平成22年度（8月1日現在）の実績値（※）。検査は平成19～21年度の平均値） ○個別クレジット業者に関する事務（法改正に伴い平成21年12月より新設） ・新規登録件数130件（※）、立入検査件数0件（※※） ※平成20年における割賦販売法改正により、「包括クレジット業者の更新登	

	録」及び「個別クレジット業者の新規登録」が求められることとなった。 これにより、平成21年12月～平成22年7月末まで、経済産業局において、事業者からの更新・新規登録の申請に対する審査業務を行っている。 ※※上記法改正に伴い、個別クレジット事業者からの新規登録申請に対する審査が今まで行われてきたところであり、立入検査、届出は、登録審査が全て終了した後、（具体的には平成23年度以降）増加していく見込み。
備考	営業所及び代理店が一の都道府県内のみにある前払式特定取引業者及び前払式割賦販売業者への報告徴収・立入検査は既に都道府県に権限を移譲しているところ。当該権限についても併行権限を認めている。

工 程	改正を要する法令等の事項	「割賦販売法施行令」の改正
	条件等の解決のための方策等	・法の規制をより機動的に執行する観点から権限の付与を検討するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有するクレジット業者であっても、消費者の利益の侵害は都道府県を跨いで生じるおそれがあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。（併行権限） ・報告徴収・立入検査は、各種規制の実効性確保という観点から行われるものであることから、担当者は割賦販売法に加え消費者保護法制等にも精通している必要がある。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
	備考	

	出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（１８－１）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	消費生活用製品安全法に基づく消費生活用製品の製造・輸入業者への立入検査の事務	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県内にのみ事業所等が存在する消費生活用製品の製造業者・輸入業者に対する消費者生活用製品安全法に基づく報告徴収・立入検査（併行権限） （具体的な内容） 消費生活用製品安全法は、消費生活用製品による一般消費者の生命・身体への危害の防止及び製品事故に関する情報の収集・提供等を通じた一般消費者の利益の保護を目的としている。 安全な製品の流通を確保するため、国は、技術基準の設定、技術基準を満たさない製品の販売の禁止、改善命令や危険等防止命令等により消費者への危害の発生を防止するとともに、製品事故が発生した際は事業者に対して国への報告を義務づけている。 消費生活用製品の製造業者等に対する報告徴収・立入検査は、これら一連の対応の一環として実施。 （報告徴収・立入検査を実施する場合） ・民間団体等が実施している抜き打ち調査（試買）等から、技術基準に不適合の特定製品が、製造、輸入若しくは販売されたまたはその可能性がある旨情報を得た場合 ・技術基準に不適合の特定製品が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨事業者等から報告があった場合 ・過去に事故の再発防止策等について指導を行った事業者のうち、再発防止策への対応状況や社内体制等をフォローアップする必要があると思われる場合 ・新たに規制対象になった品目や技術基準の改正を行った品目に係る事業者の法令遵守状況を確認する必要がある場合 等に、必要に応じて実施。
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	１０１人の内数

事務量（アウトプット）	※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。			
		H19 f y	H20 f y	H21 f y
	報告徴収	4	5	3
	立入検査	4	5	12
	※移譲の検討対象となる件数はいずれもこのうちの内数。			
備考	販売事業者への報告徴収・立入検査についてはすでに都道府県に権限を移譲しているところ。当該権限についても併行権限としている。			

工 程	改正を要する法令等の事項	「消費生活用製品安全法施行令」の改正
	条件等の解決のための方策等	- 法の規制をより機動的に執行する観点から権限を付与するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有する製造業者等であっても、当該製品が国内で広く流通し国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えるおそれがあり、全国かつ緊急の対応が必要となることもあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。（併行権限） - 当該報告徴収・立入検査は販売店に対するPSCマークの貼付確認とは異なり、対象となる製品の技術基準への適合確認等、試験データの妥当性及び検査の実効性等についての高度な技術的知見に基づく精査が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
	備考	

	出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（１８－２）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の事務・権限名	電気用品安全法に基づく電気用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県内にのみ事業所等が存在する電気用品の製造業者・輸入業者に対する電気用品安全法に基づく報告徴収・立入検査（併行権限） （具体的な内容） 電気用品安全法は、電気用品による一般消費者の生命・身体への危害の防止及び製品事故に関する情報の収集・提供等を通じた一般消費者の利益の保護を目的としている。 安全な製品の流通を確保するため、国は、技術基準の設定、技術基準を満たさない製品の販売の禁止、改善命令や危険等防止命令等により消費者への危害の発生を防止するとともに、製品事故が発生した際には、事業者に対して国への報告を義務づけている。 電気用品の製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査は、これら一連の対応の一環として実施。 （報告徴収・立入検査を実施する場合） ・民間団体等が実施している抜き打ち調査（試買）等から、技術基準に不適合の電気用品が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨情報を得た場合 ・技術基準に不適合の電気用品が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨事業者等から報告があった場合 ・過去に事故の再発防止策等について指導を行った事業者のうち、再発防止策への対応状況や社内体制等をフォローアップする必要があると思われる場合 ・新たに規制対象になった品目や技術基準の改正を行った品目に係る事業者の法令遵守状況を確認する必要がある場合 等に、必要に応じて実施。	
予算の状況 （単位：百万円）	—	
関係職員数	９５人の内数	
事務量（アウトプット）	※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。	

	<table><tr><td></td><td>H19 f y</td><td>H20 f y</td><td>H21 f y</td></tr><tr><td>報告徴収</td><td>94</td><td>55</td><td>73</td></tr><tr><td>立入検査</td><td>53</td><td>47</td><td>57</td></tr></table> ※移譲の検討対象となる件数はいずれもこのうちの内数。		H19 f y	H20 f y	H21 f y	報告徴収	94	55	73	立入検査	53	47	57
	H19 f y	H20 f y	H21 f y										
報告徴収	94	55	73										
立入検査	53	47	57										
備考	販売事業者への報告徴収・立入検査についてはすでに都道府県に権限を移譲しているところ。当該権限についても併行権限としている。												

工 程	改正を要する法令等の事項	「電気用品安全法施行令」の改正
	条件等の解決のための方策等	(移譲に当たっての条件等) - 法の規制をより機動的に執行する観点から権限を付与するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有する製造業者等であっても、当該製品が国内で広く流通し国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えるおそれがあり、全国かつ緊急の対応が必要となることもあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。(併行権限) - 当該報告徴収・立入検査は販売店に対するPSEマークの貼付確認とは異なり、対象となる製品の技術基準への適合確認等、試験データの妥当性及び検査の実効性等についての高度な技術的知見に基づく精査が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
	備考	

	出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（１８－３）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の事務・権限名	ガス事業法に基づくガス用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県内にのみ事業所等が存在するガス用品の製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査（併行権限） （具体的な内容） ガス事業法は、ガス用品による一般消費者の生命・身体への危害の防止及び製品事故に関する情報の収集・提供等を通じた一般消費者の利益の保護を目的としている。 安全な製品の流通を確保するため、国は、技術基準の設定、技術基準を満たさない製品の販売の禁止、改善命令や危険等防止命令等により消費者への危害の発生を防止するとともに、製品事故が発生した際は事業者に対して国への報告を義務づけている。 ガス用品の製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査は、これら一連の対応の一環として実施。 （報告徴収・立入検査を実施する場合） ・民間団体等が実施している抜き打ち調査（試買）等から、技術基準に不適合のガス用品が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨情報を得た場合 ・技術基準に不適合のガス用品が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨事業者等から報告があった場合 ・過去に事故の再発防止策等について指導を行った事業者のうち、再発防止策への対応状況や社内体制等をフォローアップする必要があると思われる場合 ・新たに規制対象になった品目や技術基準の改正を行った品目に係る事業者の法令遵守状況を確認する必要がある場合 等に、必要に応じて実施。
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	９５人の内数

事務量（アウトプット）	※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。			
		H19 f y	H20 f y	H21 f y
	報告徴収	0	0	0
	立入検査	3	1	1
	※移譲の検討対象となる件数はいずれもこのうちの内数。			
備考	販売事業者への報告徴収・立入検査についてはすでに都道府県に権限を移譲しているところ。当該権限についても併行権限としている。			

工 程	改正を要する法令等の事項	「ガス事業法施行令」の改正
	条件等の解決のための方策等	（移譲に当たっての条件等） ・法の規制をより機動的に執行する観点から権限を付与するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有する製造業者等であっても、当該製品が国内で広く流通し国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えるおそれがあり、全国的かつ緊急の対応が必要となることもあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。（併行権限） ・当該報告徴収・立入検査は販売店に対するPSTGマークの貼付確認とは異なり、対象となる製品の技術基準への適合確認等、試験データの妥当性及び検査の実効性等についての高度な技術的知見に基づく精査が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
	備考	

	出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（１８－４）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス器具等の製造・輸入業者への立入検査等の事務	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県内にのみ事業所等が存在する液化石油ガス器具等の製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査（併行権限） （具体的な内容） 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律は、液化石油ガス器具等による一般消費者の生命・身体への危害の防止及び製品事故に関する情報の収集・提供等を通じた一般消費者の利益の保護を目的としている。 安全な製品の流通を確保するため、国は、技術基準の設定、技術基準を満たさない製品の販売の禁止、改善命令や危険等防止命令等により消費者への危害の発生を防止するとともに、製品事故が発生した際は事業者に対して国への報告を義務づけている。 液化石油ガス器具等の製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査は、これら一連の対応の一環として実施。 （報告徴収・立入検査を実施する場合） ・民間団体等が実施している抜き打ち調査（試買）等から、技術基準に不適合の液化石油ガス器具等が販売された、又はその可能性がある旨情報を得た場合 ・技術基準に不適合の液化石油ガス器具等が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨事業者等から報告があった場合 ・過去に事故の再発防止策等について指導を行った事業者のうち、再発防止策への対応状況や社内体制等をフォローアップする必要があると思われる場合 ・新たに規制対象になった品目や技術基準の改正を行った品目に係る事業者の法令遵守状況を確認する必要がある場合 等に、必要に応じて実施。	
予算の状況 （単位：百万円）	—	
関係職員数	９５人の内数	

事務量（アウトプット）	※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。			
		H19 f y	H20 f y	H21 f y
	報告徴収	0	0	1
	立入検査	1	4	4
	※移譲の検討対象となる件数はいずれもこのうちの内数。			
備考	販売事業者への報告徴収・立入検査についてはすでに都道府県に権限を移譲しているところ。当該権限についても併行権限としている。			

工 程	改正を要する法令等の事項	「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令」の改正
	条件等の解決のための方策等	（移譲に当たっての条件等） ・法の規制をより機動的に執行する観点から権限を付与するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有する製造業者等であっても、当該製品が国内で広く流通し国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えるおそれがあり、全国的かつ緊急の対応が必要となることもあること、また、全国一律の法の運用を図る観点から、国も引き続き実施する。（併行権限） ・当該報告徴収・立入検査は販売店に対するPSLPGマークの貼付確認とは異なり、対象となる製品の技術基準への適合確認等、試験データの妥当性及び検査の実効性等についての高度な技術的知見に基づく精査が必要であることから、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
	備考	

	出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（１８－５）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の事務・権限名	家庭用品品質表示法に基づく家庭用品の製造・販売・表示業者への立入検査等の事務	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県内にのみ事業所等が存在する家庭用品の製造業者・表示業者・販売業者（卸売業者に限る）に対する報告徴収・立入検査（併行権限） （具体的な内容） 家庭用品品質表示法は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的としている。 家庭用品の製造事業者・表示業者・販売業者（卸売業者に限る）に対する報告徴収・立入検査は、表示の標準に適合しない製品の流通を防止するために実施するもの。 （立入検査、報告徴収を実施する場合） ・民間団体等が実施している抜き打ち調査（試買）等から、表示の標準に不適合の家庭用品が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨情報を得た場合 ・表示の標準に不適合の家庭用品が、製造、輸入若しくは販売された、又はその可能性がある旨事業者等から報告があった場合 ・過去に事故の再発防止策等について指導を行った事業者のうち、再発防止策への対応状況や社内体制等をフォローアップする必要があると思われる場合 ・新たに規制対象になった品目や技術基準の改正を行った品目に係る事業者の法令遵守状況を確認する必要がある場合 等に、必要に応じて実施。														
予算の状況 （単位：百万円）	—														
関係職員数	９５人の内数														
事務量（アウトプット）	※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H19 f y</th><th>H20 f y</th><th>H21 f y</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>報告徴収</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr> <td>立入検査</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> ※移譲の検討対象となる件数はいずれもこのうちの内数。				H19 f y	H20 f y	H21 f y	報告徴収	0	0	0	立入検査	0	0	0
	H19 f y	H20 f y	H21 f y												
報告徴収	0	0	0												
立入検査	0	0	0												

備考	消費者庁の設置にともない、本法は消費者庁に移管されており、地方移譲については消費者庁との調整が必要。
----	--

工 程	改正を要する法令等の事項	「家庭用品品質表示法施行令」の改正
	条件等の解決のための方策等	(移譲に当たっての条件等) ・法の規制をより機動的に執行する観点から権限を付与するものであり、一の都道府県内にのみ事業所等を有する製造業者等であっても、当該製品が国内で広く流通し、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えるおそれがあり全国かつ緊急の対応が必要となることもあること、全国一律の法の運用の観点から、国も引き続き実施する。(併行権限) ・当該報告徴収・立入検査は、消費者からの苦情や市場モニタリング等の結果を受け、当該製品に貼付されている表示について、その表示されている事項が「表示の標準（家庭用品品質表示法第三条）」で規定する技術的要件を満たしているかを、当該製品の試験データをJIS規格等と照合するなどして確認・精査するものであるため、技術的知見を有する職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
	備考	

	出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（３２－１）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・容器包装リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県内にのみ事業所等のある特定事業者に対する容器包装リサイクル法に基づく報告徴収（法第３９条）及び立入検査（法第４０条）（併行権限） （具体的な内容） 容器包装リサイクル法では、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等のため、事業者に対して、容器包装廃棄物の排出抑制やリサイクル等の義務を課している。 当該事務は、法律の施行に必要な限度において実施することができる、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者、特定包装利用事業者に対する報告徴収及び事務所、工場等への立ち入り、帳簿、書類等の検査。 （立入検査、報告徴収を実施する場合） ・当省保有の事業者データベースや民間団体の保有するデータベース等を活用し、容器包装を使用している可能性があるにも拘わらず、容器包装リサイクル法に基づく再商品化義務を果たしていないことが判明した場合 ・事業者が容器包装リサイクル法に基づく再商品化義務を果たしていない又はその可能性がある旨、一般消費者、他の事業者、自治体等から情報提供があった場合 ・その他法律違反等の可能性がある事業者等に、必要に応じて実施。 （移譲に当たっての条件等） 当該事務は、国も引き続き実施することとしており、また、法の全国一律の運用を行う観点から、事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提としている。（併行権限）	
予算の状況 （単位：百万円）	－	
関係職員数	６７人の内数	
事務量（アウトプット）	※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。 １９年度（報告徴収０件、立入検査０件） ２０年度（報告徴収０件、立入検査０件） ２１年度（報告徴収１件、立入検査０件）	

備考	共管省庁（環境省、農林水産省、財務省、厚生労働省）との調整が必要。
----	-----------------------------------

工 程	改正を要する法令等の事項	「容器包装リサイクル法施行令」の改正 「容器包装リサイクル法規則」の改正
	条件等の解決のための方策等	事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提としているため、当該内容について、地方側との調整が必要。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
	備考	

	出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（３２－２）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・家電リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等に対する家電リサイクル法に基づく報告徴収(法第52条)及び立入検査(法第53条)(併行権限) （具体的な内容） ・一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等からの特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬、再商品化等の実施状況に関する報告徴収 ・一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等の事務所等への立入検査 （立入検査、報告徴収を実施する場合） ・一般消費者等から、法違反が疑われる情報が寄せられた場合 ・その他法律違反等の可能性がある小売業者又は製造業者等 ・毎年一定数の小売業者又は製造業者等に対する定期的な立入検査等、必要に応じて実施。	
予算の状況 （単位:百万円）	－	
関係職員数	67人の内数	
事務量（アウトプット）	立入検査 21年度520件（速報値） 20年度459件 19年度460件 報告徴収 21年度0件（速報値） 20年度0件 19年度0件※経済産業局が実施した件数	
備考	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）	

工程	改正を要する法令等の事項	「特定家庭用機器再商品化法」の改正 「特定家庭用機器再商品化法施行令」の改正 「特定家庭用機器再商品化法施行規則」の改正
----	--------------	---

条件等の解決のための方策等	(移譲に当たっての条件等) ・当該事務は、国も引き続き実施することとしており、また、法の全国一律の運用を行う観点から、事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提としている。(併行権限) ・さらに、当該事務は、廃棄物処理法等の廃棄物行政についての知見のみならず、家電リサイクル法そのものの理解に加え、法の義務履行のため製造業者等が自主的に整備しているリサイクルシステムや家電リサイクル券の運用についての知見等が必要であることから、それらに熟知した職員の体制を各都道府県がそれぞれに構築することが必要。
移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
備考	

	出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（32-3）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・食品リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県にのみ事業所等がある食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者に対する食品リサイクル法に基づく報告徴収（法第24条第1項）及び立入検査（法第24条第2項及び第3項）（併行権限） （具体的な内容） 食品リサイクル法では、食品廃棄物等の発生の抑制及び減量並びに食品循環資源の再生利用を促進するため、事業者に対し、食品廃棄物等の発生抑制や再生利用等についての責務や目標を定めている。 当該事務は、法律の施行に必要な限度において行うことができる、食品関連事業者、登録再生利用事業者、再生利用事業計画認定事業者に対する報告徴収及び事務所、工場等への立ち入り、帳簿、書類等の検査等の実施。 （立入検査、報告徴収を実施する場合） ・事業者における食品廃棄物等の発生の抑制及び減量並びに食品循環資源の再生利用の実施状況が不適切である又はその可能性がある旨、一般消費者、他の事業者、自治体等から情報提供があった場合 ・その他法律違反等の可能性がある事業者等 等に、必要に応じて実施。	
予算の状況 （単位：百万円）	—	
関係職員数	67人の内数	
事務量（アウトプット）	※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。 19年度（実績なし） 20年度（実績なし） 21年度（実績なし）	
備考	共管省庁（環境省、農林水産省、財務省、厚生労働省、国土交通省）との調整が必要。	

改正を要する法令等の事項	「食品リサイクル法」の改正 「食品リサイクル法施行令」の改正 「食品リサイクル法施行規則」の改正
--------------	---

条件等の解決のための方策等	事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提としているため、当該内容について、地方側との調整が必要。
移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
備考	

	出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（３２－４）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・資源有効利用促進法に基づく報告徴収、立入検査	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県にのみ事業所等がある指定表示事業者に対する資源有効利用促進法に基づく報告徴収及び立入検査（法第３７条第２項）（併行権限） （具体的な内容） 資源有効利用促進法では、分別回収を促進するため、容器包装等の製造事業者等に対して、全国統一的な表示の標準を示して、その遵守を求めている。当該事務は、表示制度に関する相談・問い合わせ対応等を行うとともに、必要に応じて、事業内容等に関して報告徴収、立入検査を実施するもの。 （立入検査、報告徴収を実施する場合） ・当省が実施している資源有効利用促進法の施行状況調査（アンケート及び店舗調査）において、識別表示の実施状況が不適切である又はその可能性があることが判明した場合 ・指定表示事業者における識別表示の実施状況が不適切である又はその可能性がある旨、一般消費者、他の事業者、自治体等から情報提供があった場合 ・その他法律違反等の可能性がある事業者等に、必要に応じて実施。	
予算の状況 （単位：百万円）	－	
関係職員数	５５人の内数	
事務量（アウトプット）	１９年度（報告徴収０件、立入検査０件） ２０年度（報告徴収０件、立入検査０件） ２１年度（報告徴収０件、立入検査０件）	
備考	共管省庁（農林水産省、財務省、厚生労働省）との調整が必要。	

工 程	改正を要する法令等の事項	「資源有効利用促進法」の改正 「資源有効利用促進法施行令」の改正 「資源有効利用促進法施行規則」の改正
	条件等の解決のための方策等	事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提としているため、当該内容について、地方側との調整が必要。

	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
	備考	

	出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（３５）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	エネルギーの使用合理化に関する事務 ・省エネ法に基づく指導助言、報告の徴収等	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲を検討する事務・権限名） 一の都道府県にのみ事業所等がある省エネ法に基づく特定事業者等への措置に関する事項（指導・助言（法第６条）、報告徴収・立入検査（法第８７条３項）等）（併行権限） （具体的な内容） 省エネ法では、エネルギーを使用して事業を行う者がエネルギーの使用の合理化を実施する際の目安となるべき判断基準を示して、当該事業者によるその遵守を求めている。 権限の付与を検討するのは、現在、経済産業局において、必要に応じて実施している、エネルギー使用合理化の状況等に関する指導・助言、報告徴収・立入検査等である。 （立入検査、報告徴収を実施する場合） ・民間団体等に委託して実施している工場現地調査の結果から、判断基準の遵守状況が不十分であると判断した場合 ・定期報告書の内容から、判断基準の遵守状況が不十分であると判断した場合 ・その他法律違反等の可能性がある場合 等に、必要に応じて実施。	
予算の状況 （単位：百万円）	—	
関係職員数	１０７人の内数	
事務量（アウトプット）	※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。 平成１９年度 ・工場・事業場に対する報告徴収・立入検査等２,２３７件等（内数） 平成２０年度 ・工場・事業場に対する報告徴収・立入検査等約５３０件等（内数） 平成２１年度 ・工場・事業場に対する報告徴収・立入検査等約４８０件等（内数）	
備考		

工 程	改正を要する法令等の事項	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正 「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」の改正
	条件等の解決のための方策等	・事業者は都道府県域を越えて事業展開を行っている場合が少なくないことから、エネルギー使用に関する情報を一元的に管理し、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し立入検査等を実施する必要性に鑑み、当該事務は引き続き経済産業局も実施する。（併行権限） ・その上で、事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与するに当たっては、国による指示、基準の設定等認め、国が作成した統一的な指導方針に基づき、都道府県において、省エネ法の趣旨に即した的確な業務実施体制が整備される場合に限り、都道府県への併行権限の付与を検討していく。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
	備考	

	出先機関名：経済産業省経済産業局	整理番号（３８－１）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	品確法の施行に関する事務等 ・揮発油（ガソリン）販売業者等の登録業務、報告、立入検査等	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲を検討する事務・権限名） 給油等事業所が一の都道府県内にある揮発油（ガソリン）販売業者等に対する揮発油等の品質確保等に関する法律に基づく報告徴収、立入検査。（併行権限） （具体的な内容） ○目的： 国民生活との関連性が高い石油製品である揮発油、軽油及び灯油について適正な品質のものを安定的に供給するため、その販売等について必要な措置を講じ、もって消費者の利益を保護する。 ○対象：揮発油販売業者、軽油販売事業者及び灯油販売事業者 ○業務内容：揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく揮発油（ガソリン）販売業者等に対する報告徴収（法第２０条第１項）、立入検査（法第２０条第２項） （立入検査、報告徴収を実施する場合） ・民間団体等が実施している抜き打ち調査（試買）等から、企画不適合の揮発油等が、販売されたまたはその可能性がある旨情報を得た場合 ・規格不適合の揮発油等が販売されたまたはその可能性がある旨事業者や元売事業者等等から報告があった場合 ・一般消費者等から、品質に関する苦情が寄せられた場合 ・その他法律違反等の可能性がある事業者等に、必要に応じて実施。	
予算の状況 （単位：百万円）	－	
関係職員数	６８人の内数	
事務量（アウトプット）	○平成19 年 揮発油販売業者からの登録、変更登録、廃止等の届出の受付業務：26, 160 件 立入検査：713 件 ○平成20 年 揮発油販売業者からの登録、変更登録、廃止等の届出の受付業務：32, 129 件 立入検査：699 件 ○平成21 年 揮発油販売業者からの登録、変更登録、廃止等の届出の受付業務：21, 824 件	

備考	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）
----	-----------------------

工 程	改正を要する法令等の事項	揮発油等の品質の確保等に関する法律
	条件等の解決のための方策等	（移譲に当たっての条件等） ・品確法及び揮発油（ガソリン）等の危険物の品質に関する知識を持った職員を最低2名以上充てる必要がある（立ち入り検査を実施に当たっては、ダブルチェックや客観性の担保等の観点から最低2名の職員が必要）。 ・揮発油等に異物が混入した場合、被害が都道府県を越えて全国的に広がることから、全国の販売所等に対する統一的な緊急措置としての指示が必要であること等から、引き続き局も実施する。（併行権限） ・立入検査・報告徴収は、経済産業大臣が品確法違反者に対する事業停止命令等を科すかどうか等の判断を下すのに必要な情報の収集を目的とするものであることから権限移譲に当たっては、全国一律の基準の下、経済産業省又は経済産業局に事前の連絡や結果の報告を行うなど緊密な連携体制を構築することが必要。 ・また、改善策などの事業者との調整に基づく当面の措置・指導に関しては、全国で事業を展開する石油元売企業や複数都道府県で事業を展開する大手特約店の経営判断とも密接に関連する場合等には、経済産業省と当該企業との連絡調整の結果を適切に反映することが必要となる。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに法案提出し、法案成立後に移譲
	備考	

アクション・プランに基づく移譲に向けた取り組みを実施する項目及びその実施に向けた工程表等の検討について

以下の事務については、直轄事業の一部が地方に移管される場合に、併せて移譲されるものである。

出先機関名：地方整備局	
自己仕分けの際の事務・権限名	地方整備局の行う入札及び契約等に関する事務（地方移譲に係るもの）（整理番号：2-2）
自己仕分けの際の事務・権限名	事業評価及び費用の縮減に関する事務（地方自治体事業に係るもの）（整理番号：7）
自己仕分けの際の事務・権限名	技術的審査、検査及び調査に関する事務（地方移譲に係るもの）（整理番号：8-2）
自己仕分けの際の事務・権限名	入札及び契約制度の技術的事項に関する事務（地方移譲に係るもの）（整理番号：9-2）
自己仕分けの際の事務・権限名	積算基準に関する事務（地方移譲に係るもの）（整理番号：10-2）
自己仕分けの際の事務・権限名	建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務（地方移譲に係るもの）（整理番号：11-2）
自己仕分けの際の事務・権限名	防災業務計画等の策定に関する事務（地方移譲に係るもの）（整理番号：13-2）
自己仕分けの際の事務・権限名	直轄事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補償に関する事務（地方移譲に係るもの）（整理番号：45-2）
自己仕分けの際の事務・権限名	土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務（地方移譲に係るもの）（整理番号：46-2）

出先機関名：北海道開発局	
自己仕分けの際の事務・権限名	北海道開発局の行う入札及び契約に関する事務（物品及び役務に関するもの）（地方移譲に係るもの）（整理番号：2）
自己仕分けの際の事務・権限名	直轄事業に係る土地等の収用、使用、買収及び寄附並びにこれらに伴う地上物件の移転及び損失補償に関する事務（地方移譲に係るもの）（整理番号：3-2）
自己仕分けの際の事務・権限名	土地等の評価基準及び損失補償額の算定基準等に関する事務（地方移譲に係るもの）（整理番号：4-2）
自己仕分けの際の事務・権限名	事業評価に関する事務（地方自治体事業に係るもの）（整理番号：10） 公共工事の費用の縮減に関する事務（地方自治体事業に係るもの）（整理番号：24）
自己仕分けの際の事務・権限名	北海道開発局の行う入札及び契約に関する事務（工事及び業務に関するもの）（地方移譲に係るもの）（整理番号：11-2）
自己仕分けの際の事務・権限名	入札及び契約制度の技術的事項に関する事務（地方移譲に係るもの）（整理番号：20-2）
自己仕分けの際の事務・権限名	技術的審査、検査及び調査（地方移譲に係るもの）（整理番号：21-2）
自己仕分けの際の事務・権限名	積算基準に関する事務（地方移譲に係るもの）（整理番号：22-2）
自己仕分けの際の事務・権限名	防災業務計画等の策定（地方移譲に係るもの）（整理番号：25-2）
自己仕分けの際の事務・権限名	建設機械類・電気通信施設・情報システムの整備及び運用等に関する事務（地方移譲に係るもの）（整理番号 26-2）

	出先機関名：地方運輸局	整理番号（１０）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	旅客自動車運送事業の許認可等	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	(移譲する事務・権限名) 自動車運転代行業の認定業務等 (具体的な内容) ・公安委員会からの認定・認定取り消し協議に対する同意 ・公安委員会からの変更届出に関する通知の受理 ・公安委員会からの認定証返納に関する通知の受理 ・約款届出の受理 ・公安委員会への営業停止命令の要請 ・公安委員会が行った指示に関する通知の受理 ・自動車運転代行業者への立入検査 ・自動車運転代行業者への指示等の行政処分 ・指示等の行政処分を行った旨の公安委員会への通知 等																															
予算の状況 (単位:百万円)	—																															
関係職員数	輸送部門 366 人の内数																															
事務量（アウトプット）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業種別</th><th></th><th>平均業務量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公安委員会からの認定・認定取り消し協議件数</td><td>協議件数</td><td>1,245</td></tr> <tr> <td>公安委員会からの変更届出に関する通知の受理</td><td>受理件数</td><td>15,110</td></tr> <tr> <td>公安委員会からの認定証返納に関する通知の受理</td><td>受理件数</td><td>647</td></tr> <tr> <td>約款届出の受理</td><td>受理件数</td><td>1.6</td></tr> <tr> <td>公安委員会への営業停止命令の要請</td><td>要請件数</td><td>1.4</td></tr> <tr> <td>公安委員会が行った指示に関する通知の受理</td><td>受理件数</td><td>50</td></tr> <tr> <td>自動車運転代行業者への立入検査</td><td>検査件数</td><td>454</td></tr> <tr> <td>自動車運転代行業者への指示等の行政処分</td><td>処分件数</td><td>117</td></tr> <tr> <td>指示等の行政処分を行った旨の公安委員会への通知</td><td>通知件数</td><td>117</td></tr> </tbody> </table> (平均業務量は平成 17 年度～平成 21 年度実績の平均)		事業種別		平均業務量	公安委員会からの認定・認定取り消し協議件数	協議件数	1,245	公安委員会からの変更届出に関する通知の受理	受理件数	15,110	公安委員会からの認定証返納に関する通知の受理	受理件数	647	約款届出の受理	受理件数	1.6	公安委員会への営業停止命令の要請	要請件数	1.4	公安委員会が行った指示に関する通知の受理	受理件数	50	自動車運転代行業者への立入検査	検査件数	454	自動車運転代行業者への指示等の行政処分	処分件数	117	指示等の行政処分を行った旨の公安委員会への通知	通知件数	117
事業種別		平均業務量																														
公安委員会からの認定・認定取り消し協議件数	協議件数	1,245																														
公安委員会からの変更届出に関する通知の受理	受理件数	15,110																														
公安委員会からの認定証返納に関する通知の受理	受理件数	647																														
約款届出の受理	受理件数	1.6																														
公安委員会への営業停止命令の要請	要請件数	1.4																														
公安委員会が行った指示に関する通知の受理	受理件数	50																														
自動車運転代行業者への立入検査	検査件数	454																														
自動車運転代行業者への指示等の行政処分	処分件数	117																														
指示等の行政処分を行った旨の公安委員会への通知	通知件数	117																														
備考	上記の事務・権限は、地方自治法第 2 条第 8 項に規定する自治事務として移譲する。																															

工 程	改正を要する法令等の事項	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令等の関係条項（改正が必要な法令、条項等の精査には内閣法制局との調整が必要）
	条件等の解決のための方策等	—

	移譲の時期	貴室において、地方側の権限受入意思の確認等の所要の調整が完了し、権限移譲に係る政府全体の一括法案が国会に提出・同法案が成立した後、移譲。
	備考	

	出先機関名：地方環境事務所	整理番号 (01, 02, 03, 04)
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の 事務・権限名	個別リサイクル法に基づく、報告徴収・立入検査等に関する事務 ・家電リサイクル法 ・容器包装リサイクル法 ・食品リサイクル法	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	○容器包装リサイクル法 (移譲する事務・権限名) ・一の都道府県内にのみ事務所等がある特定事業者に対する報告徴収（法第 39 条） ・一の都道府県内にのみ事務所等がある特定事業者に対する立入検査（法第 40 条） (具体的な内容) 法第 39 条及び第 40 条に基づき、法律の施行に必要な限度において、一の都道府県内等内にのみ事務所等がある特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者に対する特定容器を用いる事業の状況及び分別基準適合物の再商品化の状況に関する報告徴収、事務所、工場等への立入り及び帳簿、書類等の検査を実施するもの。 当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしているが、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討することとしている。 ○家電リサイクル法 (移譲する事務・権限名) ・一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等からの報告徴収（法第 52 条） ・一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等の事務所等への立入検査（法第 53 条） (具体的な内容) 法第 52 条及び第 53 条に基づき、法律の施行に必要な限度において、一の都道府県内にのみ事務所等がある小売業者又は製造業者等に対する特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬又は再商品化等の実施の状況に関する報告徴収、事務所、工場等への立入り、及び帳簿、書類等の検査を実施するもの。 当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしているが、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討することとしている。 ○食品リサイクル法
----------------------------	---

	(移譲する事務・権限名) ・一の都道府県内にのみ事務所等がある食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者に対する報告徴収及び立入検査（法第24条第1項、第2項及び第3項） (具体的な内容) 法第24条第1項、第2項及び第3項に基づき、法律の施行に必要な限度において、一の都道府県内にのみ事務所等がある食品関連事業者、登録再生利用事業者又は再生利用事業計画認定事業者に対する、食品廃棄物等の発生量、食品循環資源の再生利用等の状況、再生利用事業の実施状況又は食品循環資源の再生利用等の状況に関する報告徴収、事務所、工場等への立入り及び帳簿、書類等の検査を実施するもの。 なお、当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしているが、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討することとしている。
予算の状況 (単位:百万円)	3,655 百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「廃棄物・リサイクル対策の推進に必要な経費」の合計
関係職員数	廃棄物・リサイクル対策課定員 52 名の内数
事務量 (アウトプット)	※当該事務・権限は、国も引き続き実施することとしており、以下事務量はあくまでも参考。 ○立入検査件数 H19:482件 H20:495件 H21:530件
備考	○家電リサイクル法 「小売業者が消費者から引き取った廃家電が、メーカー以外の者に、リユース品としてではなく引き渡されるといった引渡義務違反事例が続発している。その防止のためには、立入検査や報告徴収などを通じた行政による取締りを引き続き行う必要がある。」(「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」中環審・産構審合同会合、平成20年2月) ○廃棄物・リサイクル制度については、国が広い視点に立って全国統一的な運用を行うことが重要であり、各地方自治体任せでは必ずしも適切に管理できないことも考えられる。例えば、リサイクル法制においては地方自治体ごとにバラバラな運用がなされると資源の有効活用ができないし、事業者の負担も増える。資源の輸出入が進んでいることから、国がしっかり取り組む必要がある。(「出先機関改革に係る環境省有識者ヒアリング」平成22年8月) 【自己仕分け結果】 全国に事業所を持つ事業者等が個別リサイクル法に反する行為を行った場合

	や、対応の遅滞によって環境への著しい影響が懸念されるような行為を事業者等が行った場合には、都道府県ごとの対応の差異や行政による対応の遅滞によって、国民の財産の保護や法益の確保に著しい支障が生じることから、個別リサイクル法に基づく報告徴収及び立入検査は、引き続き国が実施することが必要である。 また、個別リサイクル法に基づくリサイクル制度は、国民や事業者等から全国一律のリサイクル料金を徴収して運用しており、当該料金に対するサービスの質を厳格かつ一律に維持する上で、国の責任ある対応が求められることから、引き続き国による実施が必要である。 ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収及び立入検査については、都道府県に並行権限として付与することを検討。 【参考】 共管省庁（経済産業省、農林水産省、財務省、厚生労働省）も同様に都道府県に権限付与する必要がある。
--	--

工 程	改正を要する法令等の事項	法律・政省令改正（家電リサイクル法、食品リサイクル法） 政省令改正（容器包装リサイクル法）
	条件等の解決のための方策等	事業所等が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査を都道府県に付与することを検討するに当たっては、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提としているため、当該内容について、地方側との調整が必要。
	移譲の時期	条件等について地方側との調整完了後、可及的速やかに必要な法律・政省令改正を行った上で移譲
	備考	

	出先機関名：地方環境事務所	整理番号（０６）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の事務・権限名	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、当該命令に係る使用者に対する報告徴収・立入検査に関する事務 （具体的な内容） 法第 29 条の報告聴取・立入検査のうち、環境省地方環境事務所が使用者に対して行うものを権限移譲の対象とする。これは、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく型式届出特定特殊自動車等に係る技術基準適合性・均一性を、使用過程において確認することにより、特定特殊自動車全体の排出ガス抑制性能の維持を図るための事務である。 ① 実施時期 ・現行は通報等による。 ② 立入場所 ・全国各地の工事現場、事業所、資機材拠点等、検査対象車の所在地 ③ 検査内容 i 使用者、車名・型式、製造番号、製造年月日、燃料の種類、定格出力等の確認 a 基準適合表示・少数特例表示・確認証、各種契約書（販売、賃貸借、保険等）、検査記録表、点検整備帳、取扱説明書等の閲覧・確認 b 目視による実機の確認 ii 実機を用いる排出ガス試験 a 試験方法 ・ディーゼル車： 無負荷急加速黒煙試験 ・ガソリン車： アイドリング排出ガス試験 b 試験用機材 ・黒煙測定器、CO/HC 測定器、発動発電機、空気圧縮機等 ・検査する側が購入・維持し、職員が立入場所へ持参。機材の操作・測定も当該職員自らが実施。 ④ 業務手順 ・別紙 1 の事務実施フロー参照 ⑤ 留意点 i 基準適合命令対象車の広域移動に関し、地方公共団体間での連携が必要となる場合がある。 ii 使用者への立入検査情報は、環境省本省との情報共有が必要。 （移譲対象外の本省権限である特定特殊自動車製作等事業者等の届出事業者への改善命令に繋がる可能性があるため） iii 別紙 2 の環境省と関係省庁との役割分担のとおり、環境省のほか、検査
----------------------------	--

	対象車の使用事業の事業所管省庁も、各所管事業の利用者に対する技術基準適合命令権限等を有する。 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下「法」という。）第 18 条に基づく技術基準適合命令を行うため、同法第 29 条に基づき、当該命令の対象となる特定特殊自動車の利用者に対して、特定特殊自動車の使用状況その他の必要事項に関する報告、特定特殊自動車の所在すると認められる場所への立入、特定特殊自動車等の検査等（以下「報告徴収・立入検査」という。）ができることとなっている。 なお、この報告徴収・立入検査に関する規定については、条文上、法第 13 条に規定する届出事業者に対する改善命令、法第 14 条に規定する表示の禁止の措置を講じるため、法第 6 条第 1 項の規定による特定原動機の型式指定を受けた者、届出事業者、法第 12 条第 3 項の規定による少数生産車の承認を受けた者に対する報告徴収・立入検査に関する規定と一体として規定されている。
予算の状況 （単位：百万円）	3,757 百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「大気・水・土壌環境等の保全に必要な経費」、「環境・経済・社会の統合的向上に必要な経費」、「環境政策基盤整備等に必要な経費」の合計
関係職員数	環境対策課定員 52 名の内数
事務量（アウトプット）	現行は通報等による都度対応となっているため、事務量は不定である。 検査対象車の今後の普及進捗状況に伴い、検査の定量化/定期化等の検討が必要と思慮。
備考	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づく技術基準適合命令、当該命令に係る利用者に対する報告徴収・立入検査に関する権限については、地方環境事務所の事務から外し、地方公共団体に移譲する。ただし、本省で行っている製造業者等への規制（法第 13 条の改善命令等）については、国際的な商品である特定特殊自動車に対するものであるため、引き続き本省において実施することとなる。本省がこの事務を行うためには、利用者に対する報告徴収及び立入検査を通じた実態調査が必要不可欠であり、自治体の域外権限の付与、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域的实施体制等の整備が行われることとしても、本省による迅速かつ効率的な実態把握が困難となり、その実態把握の結果に基づく本省の事務である製造業者等への規制を実施することに著しい支障を生じる。このことから、本省の事務である製造業者等への規制のために、利用者に対する報告徴収及び立入検査が必要な場合には、本省において事務を行うこととする。

工 程	改正を要する法令等の事項	・法第3条（国の責務） 見出しを（国及び地方公共団体の責務）に改める等、所要の規定を整備。 ・法第18条（技術基準適合命令） 技術基準適合命令を行う者を「主務大臣」から「主務大臣又は都道府県知事」に改める。あわせて、技術基準適合命令を受けた特定特殊自動車が広域移動する場合に対応するため、法第18条に基づく技術基準適合命令を行ったときは、当該命令対象車に整備命令標章を付さなければならないことや、都道府県知事が整備命令標章を付した場合は、その旨を環境大臣に報告しなければならないこと等、所要の規定を整備することが必要。 ・法第29条（報告徴収及び立入検査） 報告徴収及び立入検査（使用者に係るものに限る。）を行う者を「主務大臣」から「主務大臣又は都道府県知事」に改めるとともに、都道府県知事が報告徴収等を行った際に違反状態が判明した場合には、その旨を環境大臣に報告すること等、所要の規定を整備することが必要。 ・上記に合わせ、関連省令の改正を行う。
	条件等の解決のための方策等	・整備命令対象車が広域移動する場合等に対応するため、都道府県間及び都道府県と国との間での違反情報共有体制についてルール作りが必要。
	移譲の時期	・条件等の解決のための方策等に関し、地方側との調整が完了するとともに、すべての都道府県において検査体制整備が整ったところで移譲。
	備考	・測定機器購入や検査職員技術講習等の検査体制整備のため、各都道府県で予算確保が必要。

	出先機関名：地方環境事務所	整理番号（07）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の事務・権限名	土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定、監督	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） 土壌汚染対策法（以下「法」という。）に基づく指定調査機関の指定、監督に関する事務のうち、一の都道府県内で調査業務を行う指定調査機関に関するもの （具体的な内容） ・指定調査機関の指定及び更新の事務（法第3条第1項） ・変更届出書の受理（法第35条） ・指定調査機関に対する業務改善命令（法第36条第3項） ・業務規程の受理（法第37条第1項） ・指定調査機関に対する適合命令（法第39条） ・業務廃止届出書の受理（法第40条） ・指定調査機関の指定の取消しの事務（法第42条） ・指定調査機関の指定等の公示の事務（法第43条） ・指定調査機関に対する報告徴収及び立入検査（法第54条第5項） 一の都道府県内のみで調査業務を行う者か否かの判別については、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（以下「指定調査機関省令」という。）第1条第1項に規定する申請書に記載された土壌汚染状況調査等を行おうとする都道府県の区域が一であるかどうかによる。なお、ここでいう「都道府県」は全国47都道府県を指し、土壌汚染対策法施行令（以下「政令」という。）第8条に規定する市を含めない。	
予算の状況 （単位：百万円）	3,757 百万円の内数 ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「大気・水・土壌環境等の保全に必要な経費」、「環境・経済・社会の統合的向上に必要な経費」、「環境政策基盤整備等に必要な経費」の合計	
関係職員数	環境対策課定員 52 名の内数	
事務量（アウトプット）	移譲対象機関数は201機関（平成22年12月末現在）。当該機関について、平成21年度に地方環境事務所が行った事務件数は228件。なお、平成22年4月より施行されている改正土壌汚染対策法により法第35条に基づく変更届出事項が増えたため、実際の事務量は増加することが見込まれる。	
備考	複数の都道府県内で広域的に調査業務を行う指定調査機関の場合、その指定・監督を都道府県が行うとすると、事業者は調査を行うすべての都道府県から指定・監督を受けることとなる。指定調査機関が一の都道府県において、土壌汚染対策法第42条の取消要件に該当することとなった場合、当然に他の	

	都道府県でも指定の取消を行う必要があるが、そういった情報に関し、都道府県間及び都道府県と国との間での連絡調整に時間を要することになり、迅速かつ効率的な監督処分をすることが困難になることが予想され、例えば、他県において取消処分を受けた事業者が別の都道府県では指定を受け続けるような事態が生じてしまう可能性がある。また、事業者が各都道府県に指定の申請をすることとなると事業者に対して著しい負担を強いることとなる。従って、一の都道府県内で調査業務を行う指定調査機関の指定・監督に関する事務については、地方公共団体に移管し、複数の都道府県内で調査業務を行う指定調査機関の指定・監督に関する事務については、本省において行うこととする。
--	---

工 程	改正を要する法令等の事項	環境大臣の権限を地方環境事務所長へ委任する法第 63 条を廃止。 （これに伴い、指定調査機関省令第 27 条及び土壤汚染対策法施行規則第 78 条を廃止。） 移譲する事務に係る環境大臣の権限を都道府県へ委任する規定を法等に新設。
	条件等の解決のための方策等	—
	移譲の時期	都道府県内で調査業務を行う指定調査機関の指定・監督に関する事務を地方公共団体に移管する場合は、複数の都道府県内で調査業務を行う指定調査機関の指定・監督に関する事務は、指定調査機関の届出に係る負担を軽減するため、本省において行うことが必要。移管に伴い指定調査機関の手続き等に混乱が生じ、法の円滑な施行に支障をきたすことのないよう、当該事務について地方環境事務所から地方公共団体への移管と本省への移管とを同時に行う必要があるため、本省へ引き上げる事務に関する政府の対応方針が決まった後法令改正を行った上で移譲。
	備考	・一の都道府県で調査を行う指定調査機関は減少傾向にある旨を最近把握したところであり、さらに、一の市内でのみ活動する指定調査機関は想定されないため、移譲対象は都道府県のみとする。

	出先機関名：地方環境事務所	整理番号（０８）
移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の工程案		
自己仕分けの際の事務・権限名	環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 3 号）第 25 条第 1 項に規定する申請等の経由に係る事務	

【移譲に向けて速やかに着手する事務・権限】

移譲に向けて速やかに着手する事務・権限の具体的な内容	（移譲する事務・権限名） 環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第 25 条第 1 項に規定する申請等の経由に係る事務 （具体的な内容） 石綿による健康被害の救済に関する法律（以下「法」という。）に基づき、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族は、(独)環境再生保全機構（以下「機構」という。）に対して、認定の申請や給付の請求をすることができる。申請等に当たっては、機構に対して関係書類の提出を行う必要があるが、窓口が全国一箇所だけでは、申請者の利便性の観点から問題がある。このため、全国の地方環境事務所や保健所、一部の市区町村においても、機構に代わって申請者からの書面等の提出を受け付けている。 なお、既にすべての保健所と一部の市区町村が当該事務を実施しており、地方環境事務所で毎年受け付けている件数は年間 100 件強である。地方自治体に委譲された場合、この件数分の業務が各地方自治体に分配されることとなる。	
予算の状況 （単位：百万円）	3,757 百万円の内数（申請書の経由に係る移送料等） ※地方事務所予算中、「地方環境事務所一般行政に必要な経費」及び「大気・水・土壌環境等の保全に必要な経費」、「環境・経済・社会の統合的向上に必要な経費」、「環境政策基盤整備等に必要な経費」の合計	
関係職員数	各地方環境事務所につき 1 名が、職務の一部として実施	
事務量（アウトプット）	○申請・請求受付件数 H20 114件	
備考	「地方」（全国知事会「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」報告（p.64）、平成 22 年 7 月 15 日） 地方公共団体に移管	

工 程	改正を要する法令等の事項	環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第 25 条等
	条件等の解決のための方策等	—

	移譲の時期	すべての市町村において当該事務の実施体制の確保がなされ次第、速やかに着手。ただし、移譲が十分に周知されるまでの間は、申請者の利便性の観点から、地方環境事務所についても引き続き申請書等を受理できることとしたい。
	備考	